

「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」
についての公聴会及び意見募集の意見

第2部 政策編

Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

通し 番号	性別	年齢 層	該 当 人 数	ご意見内容
1	答 え た く な い	60 代	90	標題から「状況に応じた」を削除する。やらない逃げ道になるから。 白丸2つ目の後に、「最低賃金を全国一律にする。」ことを加える。急速な少子化に伴う人手不足により、賃金が高いところで就職するから。 白丸4つ目「意識格差の双方の解消」の後ろへ「のために、包括的反差別法制定とパリ原則に則った国内人権機関を設置する。」を加え、「が必要となる」は削除する。差別を是正するしくみが必要で意識解消だけでは是正されない。
2	答 え た く な い	60 代	91	白丸2つ目2段落目「女性のリーダー」と「ことも重要である。」の間に、「性自認による男女アベック立候補制を導入する」を加える。フランスの地方議会で導入され効果が出ている。 白丸3つ目「各地域の魅力的な大学づくり」を削除し、「経済的負担から進学をためらったり、住環境の安全安心を得られるよう道府県寮の女性枠を設置・増設する。」を加える。「教育投資に見合うようL字カーブなどの男女の賃金格差を是正する。」も加える。先進国で、四年制大学への女性の進学率が男性より低いのは日本だけである。将来の賃金格差から、下宿代等を含めた教育投資を保護者や教員がためらったりする。また、都会居住での安全安心を得るために道府県寮は男性のみが対象だったりすることが多いため、階で分けるなど女性枠を設置あるいは増設する。
3	女	30 代	-	大学入試における「女性枠」の導入は、明確な男性差別であり、能力や努力による評価を歪める制度です。男女ともに同じ教育課程を経て、同じ試験を受ける中で、性別を理由に可否を左右することは、教育の公平性を著しく損ないます。 進学率が地域差や家庭環境により影響を受けることは男性も女性も変わりなく、むしろ家庭環境の影響を受けるのは男性の方が多いという研修もあります。それを是正する手段として「女性枠」を設けることは、根本的な解決にはなりません。むしろ、男性受験者の機会を不当に奪う結果となり、社会全体の信頼を損なう恐れがあります。大学入試は、性別に関係なく、個人の能力と努力に基づいて評価されるべきです。よって、女性枠の導入には断固反対します。
4	女	80 代 以 上	98	P98のウに参画センターの機能強化・充実とあるが、滋賀県彦根市の「彦根男女共同参画ンセンターウイズ」は指定管理料が無いから即閉館になります。参画センター閉所は、第6次計画策定素案にも反します。参画基本法の理念が浸透していない証左ではないかと残念です。彦根市は男女共同参画条例を早期に制定した滋賀県内では先行していた自治体です。強化充実できる施策を真剣に期待します。

5	男	70代	-	地域により、色々な風習があり、一律に男女対等とはいかない。
6	女	80代以上	91	上から3行目「工夫すれば」地域経済社会の抱える云々とあるが、工夫できる能力ある人材の数の定着をどうするか、数年間重複介護を在宅でした身には、居住地がたまたまそのような資源が少なかつただけと、片付けられては後から来る人へ申し訳ないです。下から3行目の国はこうした取組を資金面、人材面、データ面、ノウハウなど様々な形で支援していくことが「期待される」ではなく「支援する」と言い切りで覚悟を示してください
7	男	40代	96	以下項目に強い違和感を禁じ得ない、地方においても既にアンコンシャスバイアスの意味することや、明らかに女性に不具合があり、解消が必要という認識は既に共有されている。知見も積み上がってきており、それをもとに【行動変容】を強く促していく時期に既に到達しているという認識が一般の見解として適切。男性中心のフィルターバブルの中にいる国会議員、意思決定層に圧倒的に女性が少ない行政府の認識は遅れている、そして危機感に乏しいと言わざるを得ない。政府が一般に追いつく、そしてさらに強いイニシアチブを取るためにも、【行動変容の段階にある】という文言で推進すべき。 エ 地域に根強い固定的性別役割分担意識等の解消 1 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。 2 「男女共同参画週間」や「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。
8	女	70代	98	男女共同参画機構の地方のセンターへの支援に期待したい。センターが地方の男女共同参画推進の中核なら、職員の専門性を高める研修や人材養成、人材確保のための予算化をぜひ！
9	女	70代	99	第9分野 4 環境問題への取組における男女共同参画の推進 地球温暖化、気候変動危機が明らかな今日、環境分野は、第9分野 4 に含まれており、全体として見えにくくなっています。 第1部 基本的な方針における、問題認識や国際的動向を踏まえ、GX（グリーントランスフォーメーション）という言葉も紹介されていることから、第9分野名に「環境」という用語を入れるべきだと思います。
10	女	70代	-	今も、区長や自治会の役員などは男性が多く、女性も役につきたがらない状況が残っています。その背景に、家事育児介護を女性が担っている状況や、自治会そのものに入りたがらない傾向があるように感じます。しかし、住民の協力なくして安心安全な地域づくりは、できません。ジェンダー平等意識が浸透することによって、お互いが、家庭のことも地域のことも考え関わるようになると思うので、男女で担うまちづくりということも書いてください。

11	女	50代	98	(2) 具体的な取組 ウ 男女共同参画センターの機能の強化・充実 令和7（2025）年の男女共同参画社会基本法の改正により、同法に男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点であることを規定するとともに、地方公共団体に対して、その体制確保に努める義務を課すこととした。これを踏まえ、国としては、男女共同参画センターが「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」も活用し、男女共同参画社会基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、同法に定められた役割を十全に果たせるよう不断の効果検証を促す。 上の記述は、各地の男女共同参画センターの現状に即していない。「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を活用するには、センターの設置および専門性のある職員を継続的に事業が実施できるよう安定雇用する必要がある。しかし現状、男女共同参画センターは国内に360館程度であり、政策推進ができる状態ではないを設置していない自治体のほうが遥かに多い。また設置している自治体でも縮小や統合、あるいは指定管理や業務委託が進んでいる。設置や運営形態および人員体制などについての決定権は、多くの自治体で男女共同参画を所管する部や課ではなく、都市戦略や財政などの部門にある。 したがって、次のように変更すべきである。 令和7（2025）年の男女共同参画社会基本法の改正により、同法に男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点であることを規定するとともに、地方公共団体に対して、その体制確保に努める義務を課すこととした。これを踏まえ、国としては、地方公共団体に対して、男女共同参画社会基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、同法に定められた役割を十全に果たせるよう、政策を推進するために適した建物の構造と設備を有する男女共同参画センターを設置し、事業の計画・実施。効果の検証ができる専門性の高い職員を安定雇用するよう求める。
12	団体として提出	団体として提出	-	基本認識 素案には、「女性や若者に選ばれる地域づくりを推進する」とあるが、出身地域から離れていく原因の多くは、地域に雇用など働く場が少ないこと、各地の賃金格差なども考えられる。また、暮らしやすい環境、福祉政策などの充実も必要である。住み続けることが困難な要因として、交通手段をみてもバスの減便や鉄道の廃止など、構造的な問題が多い。国としては地域・地方公共団体（男女共同参画センター含む）が、各地の住民、女性が働き暮らしやすくするための地域の実情・要求を把握し、解決するための基盤整備や施策が求められる。 「施策の基本的方向と具体的な取組」に盛り込むべき事項 1 独立行政法人男女共同参画機構が、各地の男女共同参画センターの独立性・独自性を尊重することや、女性差別撤廃条約に基づく、ジェンダー平等社会の実現にむけて対面での活動を保障する十分な予算措置を伴う機構となるようにすること。 2 第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見（パラ46）を受け止め、農山漁村の女性の政策策定参加を制限している障害を明らかにして取り除く努力をし、成果目標を引き上げること。営業規模の大小にかかわらず、農林漁業に携わる女性の経済状況、就労状況、健康状況などに関する総合的な実態調査を行い、農林漁業を続けられるよう対策を講じること。 3 物価高騰による国民・中小業者の負担増を軽減する施策として、緊急に消費税率を5%に引き下げること。中小業者・フリーランスに重大な負担を強いる、インボイス制度は廃止すること。 4 日本の食と農業を守るため、食料自給率（現在38%）向上の目標を明確化して、農政の柱とすること。農業予算を抜本的に増額し、農産物の輸入の規制、価格保障、所得補償を行い、後継者をはじめ農業の担い手を増やすための対策を強化すること。

13	女	50代	98	(2) 具体的な取組 イ 男女共同参画機構としての取組の推進 (1) 男女共同参画機構の設立後、同機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、男女共同参画を担う人材の確保等に向けた研修や地域の男女共同参画に関する専門的な調査研究を行うとともに、全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援するセンターオブセンターズとして、男女共同参画センターを拠点とした地域におけるネットワーク形成の支援や男女共同参画センターが行う好事例の収集・提供、個別事業の実施方法に関する助言等に取り組む。また、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。 上の記述の後半「また・・・」以降は、次のように修正すべきである。 また、独立行政法人国立女性教育会館の真の機能強化に向けて、国立女性教育会館（埼玉県比企郡嵐山町）の施設を活かし、オンラインでの情報提供と並行して、男女共同参画推進に関わる様々な立場の人々が対面で交流しネットワークを強化する機会を提供する。 また「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」の決定過程で国民の意見を反映していないことに鑑み、再度、国立女性教育会館の設計構想や敷地内の生態系などの社会資源としての価値を十分に検証し、その結果を公表したうえで透明性ある検討を行うべきである。 理由 「男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンター」として機能強化するのであれば、現存の国立女性教育会館の施設は活かさなくてはならない。1974年に開設したという点だけを持って「老朽化」を言うが、国は長寿命化のための工事を2023年度までに行っている。その直後といえる現時点で撤去を決めるのは矛盾である。7月30日文書については、その検討と意思決定の過程が公開されていないため、政策決定の根拠とすることには問題がある。
14	女	40代	-	今年、男女共同参画基本法が改正され、男女共同参画機構が設立されることに期待をしています。それとともに、各地の男女共同参画センターの機能強化・充実のため、地方公共団体に対して体制確保の義務が課されることになったのは良いと思います。 しかし現状、男女共同参画センターで働く職員は非正規雇用が多く、人員も十分に配置されているとは言えません。専門性を持ってジェンダー主流化のために志を高く持って働いている方が多いと思いますが、支援体制が不十分ではないかと感じています。男女共同参画意識啓発活動は即効性はありません。地道に継続的に活動していくためにも、そこで働く人たちの待遇改善についても、国が積極的に関わってほしいと思います。

15	団体として提出	団体として提出	-	第5次計画は第8分野のタイトルに環境問題が入っていたが、第6次計画では「地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」に移動されている。環境の問題は地域任せにすることのできない問題であり、第5次計画の枠組みに戻すか、独自の分野として取り上げるべきである。気候変動について世界では2050年までの目標値を掲げて実行しているが、日本は遅れている。日本は海面温度の上昇で気候変動の影響が大きく、熱中症での死亡者の増加や、豪雨・土砂災害なども増大し、米・野菜など農作物や家畜などにも影響が甚大である。パリ協定採択から10年、化石燃料（石炭・石油・天然ガスなど）依存をやめて、原子力発電に頼らない再生可能エネルギー政策に急速に切り替えていくこと。2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロにするため、年度ごとに目標数値を決めて実施することが求められる。 「施策の基本的方向と具体的な取組」に盛り込むべき事項 1 2030年までの温室効果ガス排出ゼロに向けた目標値(2013年度比46%削減)を明確にし、着実に実行すること。気候変動が女性の生計に及ぼす悪影響を調査、気候変動、災害対応、災害リスク削減に関する法整備をすること。そのためには、方針や政策の決定の場への女性の参画を50%に高めること。 2 PFASなど有害化学物質などの対策、健康や環境のリスクへの規制を強化すること。女性や子どもへの影響調査をすること。 3 環境汚染ではプラスチック製品の減産など対策を強化すること。 4 原発ゼロを決断し、省エネ・再生可能エネルギー中心の政策を確立すること。
16	男	50代	-	ジェンダー平等を阻害する偏向的情報提供の是正を求める提言 【ジェンダー平等の視点からの問題点】 一部の地方自治体や男女共同参画センター、さらにはそれらから委託を受けた民間団体や弁護士等が主催する「女性のための離婚準備講座」等において、ジェンダー平等の理念を著しく逸脱した、偏向的な情報提供がなされている実態がある。 具体的には、「離婚を決意したら、まず子どもを連れて家を出ることが最優先」といった「子の連れ去り」を公然と推奨する内容や、DV等の有無に関わらず、相手方（主に夫）を敵とみなし、如何にして親権と金銭を獲得するかという闘争的な手法のみを指南するような講座が散見される。こうした講座では、「子の福祉」の観点から極めて重要な「共同養育」の理念や、離婚後の父子関係の維持についての情報が意図的に排除されている。 公的な予算を用いて、一方の性（主に男性）を排除・敵視し、男女間の対立を煽り、親子の断絶という悲劇を助長するような情報提供を行うことは、男女共同参画の理念そのものを根底から覆す行為であり、断じて許されるものではない。 【提言内容】 1 全国の地方自治体及び男女共同参画センター等が実施する離婚関連の講座や相談事業について、国がその内容の公平性・中立性に関する実態調査を行うこと。 2 調査の結果、「子の連れ去り」を助長する、共同養育の理念を無視するなど、偏向した内容が確認された事業に対しては、是正勧告や補助金の停止といった厳しい措置を講じること。 3 講座の講師や相談員の選定にあたっては、共同養育の重要性を理解し、ジェンダー・ニュートラルな立場で情報提供ができる専門家であることを必須条件とするガイドラインを国が策定し、全国の自治体にその遵守を徹底させること。
17	男	40代	-	地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進をして頂きたいです。

18	答えたくない	60代	97	言及されている「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」について、その発出の基になる2024年7月30日、国と地方自治体、埼玉県、嵐山町との「合意」は正当と言えるか疑義がある。地元首長が「本意」とし得ない点で、地方自治を軽視するものである。さらに、これにより、国立女性教育会館の研修棟、宿泊棟、体育施設を取り壊すことを方向づけたことは、利用者、地元住民含め当事者主権を蔑ろにするものでもある。この官制「合意」のおおもとは、さかのぼるところ、前年2023年11月29日、地元自治体に伝達された全面移転にある。2024年7月30日「合意」も2023年11月29日「伝達」も行政裁量において行われ、当事者市民にその是非が国会審議を通して問われていないし、決定過程も不透明である。このような疑義ある行政決定によって、国立女性教育会館の建物取壊しによって、本来の社会教育権、すなわち、市民の自律的自発的な社会学習の権利が奪われる。これは男女共同参画政策の基本原則である＜人間の権利＞のさらなる原理としての＜人間の個人としての尊厳＞を侵害するものである。掘って、この政策は自己矛盾を含んでいる。
19	女	60代	98	「イ 男女共同参画機構としての取組の推進」として、「特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開」と書いてありますが、「場所」も「方法」も必要です。固定された場所があるから集まって相談したり学んだりできますし、方法もないままだと流されてしまいます。国立女性教育会館を老朽化したと切り捨て壊すのではなく、女性が集まって話し合い学ぶ大切な施設とし修繕しながらでも使っていきたいです。
20	女	60代	98	ウ 男女共同参画センターの機能の強化・充実 男女共同参画機構の設立に当たって、十分な予算措置による施策推進を行えるようにすること。また、相談員については、専門職として正規雇用を位置付けること。
21	答えたくない	70代	98	「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。」とありますが、官民様々な人が、対面で話し合う場は、なくてはならないと思います。対面での官民のみならず、対面での外国の人との交流、語りあいや学びあいはなくてはならない空間です。唯一の「男女共同を考える公共の場」はここ（NWEC）にしか残っていません。そのための宿泊棟、研修棟の場はただいま現在も将来も必要です。もちろんオンライン等情提供も必要ですが、オンライン主流、出張での交流など目先の効率を選択した場合、将来の豊かな世界は考えられません。 「老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手」と簡単に書かないでほしいです。
22	女	70代	98	・3 官民連携による男女共同参画の推進 （2）具体的な取組 イ 男女参画推進機構としての取組の推進 （1） 地域での男女共同参画の推進のために、全国各地の男女共同参画センターの強化推進をになう、センターオブセンターとしての位置づけがされている。であるならば、宿泊棟や研修棟は必須施設といえる。対面で研修をすることがいかに大切であるか、私たちはコロナ禍の閉塞状況の中で学んできたはずだ。機構の必要設備として、旧ヌエックの施設を撤去するのではなく、修繕してより快適に使えるようにすることを提案する。

23	女	50代	98	地域の男女共同参画社会形成の実質的な拠点となる、男女共同参画センターの機能強化が本基本計画全般にわたって厚く盛り込まれたことは、男女共同参画センター業務に長く従事してきた者として、高く評価できる。 一方、多様な機能が負われ、なおその実行を強化するためには、必要な予算・人員が不可欠である。「ガイドライン」等によって事業や取組に関する具体面は示されるだろうが、むしろタスクばかりが積み上がり、センターはますます窮地に追い込まれ弱体化してしまう。また、予算・人員が不足する中で、好事例の積み上げの結果としてのジェンダー関連予算のアップを期待する体制では、これまでと全く変わらず、強力な機能強化の機会を訪れがたい。センターのソフト・ハードのインフラ基盤を強化できるよう、職員の雇用待遇の改善、必要な事業予算の確保について、国が確実に取り組むことをぜひとも明記されたい。 また、男女共同参画機構がセンター・オブ・センターズとして機能を果たすことは重要だが、男女共同参画機構にすべての情報を集約する、という方向だけでなく、地域のセンター同士が情報交換し、自由に連携しあえる場を提供する役割を果たすよう、明記されたい。センター同士の横の連携を強化支援すれば、中央集約型よりも各地域事情に応じた事業展開が可能になるし、各センターの自由な取組の発露が推進されやすくなる。
24	男	50代	90	地域ごとの合計特殊出生率、「消滅可能性自治体」に係る指標等は地域におけるジェンダー平等の課題に係る代理指標、課題分析の端緒にはなり得るが、それら自体を直接的な指標あるいは目標とすることは誤りであるし、「女性や若者に選ばれる地域」もそれ自体が目的ではない。ジェンダーの視点から地域の問題・課題を点検し改めていくことの結果として上記指標が改善し「選ばれる地域」となっていくということが正しく認識、理解される必要がある。同時に、地域の環境を整えることで問題・課題を個人化し女性の自助・自己責任に委ねるような新自由主義的解決になってはならない。
25	団体として提出	団体として提出	-	世界の重要課題である環境問題にジェンダーが深く関与していることに鑑み、新しい分野名として「ジェンダー平等の視点に立った環境問題への取り組み」、あるいはそれが難しい場合は、第9分野名を「地域および環境における男女共同参画の取組の推進」とするよう提案します。
26	女	60代	98	また、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。 とあるが、又エック宿泊棟等まだ十分使える施設であり、多くの海外の障害者の団体にも使われている。今後もっともっと宣伝等行い、低料金で利用できる労働者、女性、外国人などが休息とレクリエーションができる施設として自然を充実しながら存続するべきだ。
27	女	40代	-	地方に暮らす一人として、地域における男女共同参画の推進は非常に大切だと感じている。だがそれは「女性や若者に選ばれる地域づくり」のためではないと考える。そもそもすでに地域には「女性や若者」が暮らしている。にもかかわらず、ここでは「女性や若者」は地域を「選ぶ」側として位置づけられており、「地域づくり」の主体とは位置づけられていない。地域における男女共同参画がめざすべきは、地域づくりの主体として、性別や年代にかかわらず、そこに暮らす人々の意見が尊重されることだと考える。「女性や若者」を地域づくりの主体とみなしていないこと自体が、そもそも問題ではないか。

28	答えたくない	30代	98	該当箇所 イ 男女共同参画機構としての取組の推進（(1)の後半部分） 「また、『独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）』に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。」 修正案 「また、国立女性教育会館の真の機能強化にあたっては、市民や関係団体への十分な説明を行い、合意形成を図るとともに、設計構想や敷地内の生態系を含む社会資源としての価値を再度検証し、その結果を公表した上で、透明性のある検討を行う。」 理由 現行案は、市民や関係団体に説明もなく合意形成も経ていないまま進められており、透明性を欠いた拙速な手続きである。さらに、「令和6年7月30日」の文書は合意文書ではなく、国による一方的な方針提示に過ぎない。こうした進め方は到底容認できない。公共施設としての役割を担う以上、まずは説明責任を果たし、社会資源としての価値を丁寧に検証することが不可欠である。
29	女	70代	98	ウ 男女共同参画センターの機能強化・充実のところで、「法改正で男女共同参画センターが地域の問題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点であることを規定」となっており、地方公共団体に対して、その体制確保に努める義務を課しているというが、どこまで、徹底されているのだろうか、疑問である。地方公共団体が仕事しやすいように、権限の付与と予算のバックボーンが必要だ。しかし、この点については、何ら記述がされていない。これでは絵に描いた餅と同じである。しっかり、男女共同参画センターが仕事できるように、予算措置を国の責任で行う事を明記すべきである。人的支援、財政的支援の必要性は欠かせない。地域女性活躍推進交付金により支援というが、この交付金、なんと、2024年度より4億円も減額となり、3億円となっている。これでは十分な強化支援になるとは言えない。また、女性センターがない地域への支援にはならない。これではセンターの強化とは言えない。
30	男	50代	92	女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進について そもそも、地域づくりは男性に選ばれているかの議論を飛ばして、女性にもという記載をすることに違和感を感じえない。そもそも、地域づくりに男性すら参加していないのが現状ではないだろうか？ この意味では、男女ともに選ぶ地域づくりとすべきと考える。 ここで、女性にも選ばれると記載した意味が分からない。 もし、男性は地域づくりに参加しており、女性は地域づくりに参加していないというデータがあるなら、それを示してほしい。単に、夫婦の場合、男性の名前で参加しているだけだと思う。その意味なら、夫婦の場合、くじ引きで地域づくりに参加するか決めればよいだけにも聞こえる。

31	団体として提出	団体として提出	90	第9分野の分野名に「環境」という文言を入れて、「地域および環境における男女共同参画の推進」としていただきたい。 第5次計画では分野名に「環境」が含まれていたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えており、環境分野が日本における男女共同参画の推進において重要であることが伝わらない。 北京行動綱領においては K 女性と環境 として、環境はジェンダー平等を達成するために重大な領域の一つとされています。また、「北京+30の包括的レビュー」においても、独立した項目として「環境の保全、保護、修復」が上がっており、そこでは環境政策にジェンダー視点と懸念を統合するための取組みを記述している。 このような国際的動向との整合性のためにも、分野として「環境」を掲げ、環境問題への取組における男女共同参画の推進に取り組むことを明確にすることは重要である。 また、99ページの4環境問題への取組における男女共同参画の推進の四角の中に、○を1つ足して、「ジェンダー視点と公正な移行（Just Transition）」の視点を踏まえた、GX（グリーントランスフォーメーション）を推進する。」と書き込んでいただきたい。本素案の第1部基本的な方針の（4）の最後の○（8ページ）に、このことが書かれており、素案の整合性を図るためにも、基本的な方針の記述を政策編で具体的に記述する必要があるのではないのでしょうか。
32	答えたくない	60代	97	（2） 具体的な取組 イ 男女共同参画機構としての取組の推進 マル1 男女共同参画機構の設立後、同機構は、～全国各地の男女共同 参画センター等を強力に支援するセンターオブセンターズとして、男女共同参画センターを拠点とした地域におけるネットワーク形成の支援や男女共同参画センターが行う好事例の収集・提供、個別事業の実施方法に関する助言等に取り組む。また、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。 について、「～（令和6年7月30日）に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、で特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す」ではなく、 「～令和7年6月19日内閣委員会における付帯決議に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、国費を使って改修直後の既存施設を活用すべく県に委託し地元の資産として活用を目指す。」としてください。 そもそも、令和6年7月30日の文章は、国会で審議されず、国会で承認されているものではありません。公文章も残らず口頭伝播を公とゴリ押しするもので、独裁国家ならまだしも民主主義国家とはとても思えぬ権力側が進めてはいけない方法でした。 埼玉県側も「国にご確認をお願いいたします。」と付度、嵐山町は「宿泊棟・研修棟等が撤去されることは残念であり」と述べているように、戦前の上意下達の現状は見過ごすことはできません。このままでは、住人の寄付や奉仕で成り立った国立女性教育会館の設立意図にも反するもので、国際的にもナショナルセンターの意味を蔑ろにするものです。ひいては女性の地位向上の足を引っ張るものでしかありません。 国税を使って国際的にも通用する国立女性教育会館を建てたことを誇りに、今後も市民が活用できるよう整備の補助を明記してください。

33	女	70代	98	(1) 令和7(2025)年の男女共同参画社会基本法の改正により、同法に男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点であることを規定するとともに、地方公共団体に対して、その体制確保に努める義務を課すこととした。その後、「このことを実施早々に全国の自治体に通知し、特に人口10万人以上の自治体には実施を目指すよう働きかける」を追加する。 理由 少子化問題をはじめコロナや気候変動など国際的な諸課題への対応に迫られる中、先進的な女性政策を推進してきた自治体でも「男女共同参画推進プラザ」を閉鎖したり、他県・他市でも閉鎖・統廃合・縮小する傾向がみられる。そのような状況下、地域からジェンダー平等やジェンダー平等の主流化を実現するため。
34	女	60代	97	(2) 具体的な取組 イ 男女共同参画機構としての取組の推進 1 男女共同参画機構の設立後、同機構は、男女共同参画に関する施策を総合的に行うナショナルセンターとして、男女共同参画を担う人材の確保等に向けた研修や地域の男女共同参画に関する専門的な調査研究を行うとともに、全国各地の男女共同参画センター等を強力に支援するセンターオブセンターズとして、男女共同参画センターを拠点とした地域におけるネットワーク形成の支援や男女共同参画センターが行う好事例の収集・提供、個別事業の実施方法に関する助言等に取り組む。また、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて(令和6年7月30日)」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。 について、「～(令和6年7月30日)に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、で特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す」ではなく、「～令和7年6月19日内閣委員会付帯決議に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、国費を使って改修直後の既存施設を活用すべく県に委託し、地元の資産として活用を目指す。」としてください。令和6年7月30日の文章は、国会で審議されず、承認されているものではありません。公文章も残らず口頭伝播を公とするもので、民主主義国家とはとても思えぬ方法でした。埼玉県側も「国にご確認をお願いいたします。」と忖度、嵐山町は「宿泊棟・研修棟等が撤去されることは残念であり」と述べており、この現状は見過ごせません。このままでは、住人の寄付や奉仕で成り立った設立意図にも反し、国際的にもナショナルセンターの意味を蔑ろにするもので、女性の地位向上の足を引っ張るものです。国税を使って国際的にも通用する国立女性教育会館を建てたことを誇りに、今後も市民が活用できるよう整備の補助を明記してください。
35	女	70代	92	働き方や子育て、介護など、国民の生活に関わる問題は山積しています。性別に関わらず、生きやすい社会のためにこの計画が検討され、実行されていくことに賛成します。地方での人口減少対策は、女性が地方に住む魅力を感じるような施策を行政が計画し、実行していくことから始まると思います。この6次計画が地方の活性化の基盤となり、またジェンダー平等推進の鍵となると考えます。

36	女	50代	90	5次計画では分野名に含まれていた「環境」をいれた分野名にすべきである。国際的動向をみても、さらに気候変動なども含む環境分野は、いまだジェンダーにおいて受ける影響に差がある。また本分野が無関心のままもたらす影響は、日本の経済活動低下や人々の生命に及ぶものであり、今後の日本が国際的協調を推進するにあたって、6次計画において欠落すべきものでないと進言します。
37	女	60代	97	本文の (2) 具体的な取組 イ 男女共同参画機構としての取組の推進 マル1 男女共同参画機構の設立後、同機構は、～ また、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。 について、「～（令和6年7月30日）」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、で特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す」を削除し、 「～（令和7年6月19日）内閣委員会の付帯決議に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、国費を使って改修直後の既存施設を活用すべく県に委託し、地元の資産として活用を目指す。」と替えてください。 そもそも、令和6年7月30日の文章は、国会で審議されず、国会で承認されているものではありません。公文章も残らず口頭伝播を公とゴリ押しするもので、独裁国家ならまだしも民主主義国家とはとても思えぬ権力側が進めてはいけない方法でした。 埼玉県側も「国にご確認をお願いいたします。」と忖度、嵐山町は「宿泊棟・研修棟等が撤去されることは残念であり」と述べているように、戦前の上意下達の現状は見過ごすことはできません。このままでは、地域の寄付や奉仕で成り立った国立女性教育会館の設立意図にも反するもので、国際的にもナショナルセンターの意味を蔑ろにするものです。ひいては女性の地位向上の足を引っ張るものでしかありません。 国税を使って国際的にも通用する国立女性教育会館を建てたことを誇りに、今後も市民が活用できるよう整備の補助を明記してください。
38	女	70代	90	第9分野の分野名を「地域及び環境における男女共同参画の推進」に変更していただきたい。5次計画では、分野名に「環境」が入っていたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えている。男女共同参画の推進において環境は重要な分野であり、また、日本の環境政策にとって、ジェンダー平等の視点は重要であるのに、分野名から「環境」が消えてしまっは、それが伝わらない。 1995年の第4次世界女性会議で採択された北京行動綱領において、「K 女性と環境」として、環境はジェンダー平等を達成するために重大な領域の一つとされている。また、「北京+30の包括的レビュー」においても、独立した項目として「環境の保全、保護、修復」が上がっており、そこでは環境政策にジェンダー視点と懸念を統合するための取組みが記述されている。 このような国際的動向との整合性のためにも、分野名に「環境」の文言を入れて、環境問題における男女共同参画の推進を明確にすることは重要である。
39	女	60代	95	具体的な取り組みの（ウ）地方議会・地方公共団体における取組の促進 について。この項目だけではないですが、示されている具体的な取り組みがより積極的で強いものではなく、本気が伝わらないです。クオータ制の導入・目標設定… 地域の審議会や委員会の委員を選ぶ際に、女性の割合を一定数以上にするを目標として設定するなど明記してください。絵に描いた餅ではなく、もっと具体的な取り組みにして本気で施策を進めていただきたいです。

40	女	30代	-	・ p. 92「女性にも選ばれる地域づくり」とあるが、セクシュアルマイノリティについても明記していただきたい。特に地方においてLGBTQなどセクシュアルマイノリティであることで生きづらさを抱える当事者は多い。彼らは偏見をおそれ声をあげづらく、そのため「いないもの」とされ、多くは都市部に流出することになる。彼らに対する地域社会の偏見を解消し、彼らの生活上の困難を少しでも解消でき、地方で生活することを“選べる”社会にしてほしい。 ・ 「1 女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進」の具体的な取り組みについて。地方におけるあらゆる環境でのハラスメントの禁止と予防教育について明記していただきたい。地方における地縁による小さなコミュニティや旧態依然とした企業内文化が影響し、外部の目が届かず、ハラスメントを温存することになりがちである。企業においては、女性の制服着用やお茶汲みなど、時代錯誤な慣習が残る地方の企業文化を変えるための具体的なキャンペーンを行うなどが効果的だと思われる。また意思決定に関わる女性の増加のためには、議会における女性やセクシュアルマイノリティへのハラスメント予防も明記していただきたい。 ・ 近年地方において男女共同参画センターの統廃合が進んでいる。それらは地方のジェンダー平等にかんする大きな衰退であるため、国として維持を勧告し、また男女共同参画センターが少ない地域においては、それらの新設に向けて働きかけてほしい。
41	女	70代	90	意見 第9分野の分野名（90P）を「地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」→「地域及び環境における男女共同参画の推進」に変更をお願いしたい。 意見 5次計画では、分野名に「環境」が取り上げられていたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えている。男女共同参画の推進において環境は重要な分野であり、また、日本の環境政策にとって、ジェンダー平等の視点は重要であるにも関わらず、分野名から「環境」が外されているのは、重視されていないように思える。独立した文言として掲げないと重要性が伝わらない。 理由 環境は、私たちの暮らしの基盤であり、持続可能な地球を守るための必須の課題である。かつて、国内においても、公害から命を守るために、女性が率先して環境問題に取り組んできた事で、青空が戻って、日々の生活を取り戻した実績が、それ以後の、環境保全、保護に繋がっている。 一人一人が環境に対して関心を持って、自分たちができる事を行動に移し、「環境の保全、保護、修復」が政策として行われ、国際的動向との整合性のためにも、是非とも分野名に「環境」の文言を入れて頂きたい。
42	女	50代	-	以下の点において、又エックの宿場棟、研修棟の撤去が決まってしまったかのようなことに言及されていますが、これまで活用してきた利用者の同意を得ていないままの断行で、見直しを行なって欲しいです。 宿泊棟、研修棟は残してください。 「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとられない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。

43	その他	30代	-	第9分野では、地域の活力を高めるために女性や若者の参画を推進し、固定的な性別役割分担意識を解消する方向性を示している点を評価します。特に、女性起業支援や農林水産業における参画促進、自治会・PTA・防災組織での女性リーダー育成を明記している点は重要です。 一方で、以下の観点を補強することを要望します。 1. LGBTQや多様な性の視点 地域の暮らしや活動は「男女」の二分法に基づいて設計されがちですが、LGBTQを含む多様な性の人々も地域社会の一員です。相談窓口や男女共同参画センターの研修に性的指向・性自認の理解を必須化し、誰もが安心して地域活動に参画できる仕組みを整えてください。 2. 教育と若者支援 大学進学やキャリア形成における格差解消に加え、学校教育においてジェンダー平等と多様な性理解を推進し、地域に残る・戻る選択肢を持てるようにすべきです。ヤングケアラーや性的マイノリティの若者が孤立しないよう、学校・地域が連携した支援を強化してください。 3. 地方格差の是正 都市部に比べ、地方では相談機関や起業支援、ロールモデル不足が深刻です。地域女性活躍推進交付金を拡充し、地方自治体やNPOが持続的に活動できる財政基盤を確保してください。 4. 環境・防災との連動 気候変動や災害対応は地域社会の喫緊の課題です。環境政策や防災計画においても、女性や多様な人々の参画を制度化し、地域の安心・安全を強化することを求めます。 結び 第9分野の取組が、女性だけでなくLGBTQや多様な住民を包摂し、教育や地方格差、環境・防災を含めた総合的な推進につながることで、真に「誰もが暮らしやすい地域」が実現すると思います。これらの観点を計画に明示していただくことを強く要望します。
44	団体として提出	団体として提出	-	(2) ア(1) 自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーとして女性は十分エンパワーしている。増やすための機運の醸成に後ろ向きなのが現リーダーである高齢男性たちである。この層と彼らが形成する女性排除の風土を変革しない限り地域のジェンダー平等は進まない。 そこで女性リーダーを生み出す風通しの良い土壌の形成に向けて、まずは地域に根差す組織の規約・規則の見直しや策定、閉鎖的対応を避けるため自治会長など役員を男女のカップルとすること、さらに役員の定年制・任期制をしくことなどが考えられる。
45	答えたくない	30代	90	第9分野の分野名に「環境」という文言を入れてください。 第9分野名を、「地域および環境における男女共同参画の取組の推進」とするよう提案します。 5次計画では「環境」という文言が分野名に含まれていましたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えており、環境分野が日本における男女共同参画の推進において重要であることが伝わりません。

46	女	80代以上	98	「イ 男女共同参画機構としての取組の推進」の(1)にある「ナショナルセンターとして、男女共同参画を担う人材の確保等に向けた研修」について、「全国規模を含む研修と交流の機会を提供」と追記する。まさにナショナルセンターゆえに可能な全国の人財が年に一度でも一堂に会する機会は貴重であるからだ。
47	答えたくない	30代	90	第9分野の分野名に「環境」という文言を入れてください。新しい分野名を、第9分野名を「地域および環境における男女共同参画の取組の推進」とするよう提案します。 5次計画では分野名に含まれていましたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えており、環境分野が日本における男女共同参画の推進において重要であることが伝わりません。 北京行動綱領においては K 女性と環境 として、環境はジェンダー平等を達成するために重大な領域の一つとされています。環境政策にジェンダー視点と懸念を統合するための取組を記述しており、このような国際的動向との整合性の為にも、「環境」の文言を入れ、環境問題への取組における男女共同参画の推進にとりくむことを明確にすることは重要です。
48	男	40代	-	一次産業が基幹産業である過疎地においては、都市部や地方都市でつちかわれてきた男女共同参画・ジェンダー平等の論理や施策が通用しないと思っています。女性の移動の自由を確保し、個としての自立をはかれるような施策、居場所づくりなどにより積極的な支援をしていたきたいです。
49	女	40代	98	男女共同参画センターが全国にあることが日本のジェンダー平等推進のための大きな資源であると考えている。男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として機能するために、広域圏内でより先駆的な事業や取り組みを行っているセンターと、そのほかの広域圏内のセンターや自治体とでの横のネットワークを作り、市町村ごとではなく、より面でジェンダー平等を促進するように進めるべきである。
50	女	50代	90	第9分野の分野名（90P）を「地域及び環境における男女共同参画の推進」に変更していただきたい。 5次計画では、分野名に「環境」が入っていたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えている。男女共同参画の推進において環境は重要な分野であり、また、日本の環境政策にとって、ジェンダー平等の視点は重要であるのに、分野名から「環境」が消えてしまっただけで、それが伝わらない。 1995年の第4次世界女性会議で採択された北京行動綱領において、「K 女性と環境」として、環境はジェンダー平等を達成するために重大な領域の一つとされている。また、「北京+30の包括的レビュー」においても、独立した項目として「環境の保全、保護、修復」が上がっており、そこでは環境政策にジェンダー視点と懸念を統合するための取組が記述されている。 このような国際的動向との整合性のためにも、分野名に「環境」の文言を入れて、環境問題における男女共同参画の推進を明確にすることは重要である。

51	女	70代	90	意見： 第9分野の分野名を「地域及び環境における男女共同参画の推進」に変更していただきたい。 理由： 5次計画では、分野名に「環境」が入っていたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えている。男女共同参画の推進において環境は重要な分野であり、また、日本の環境政策にとって、ジェンダー平等の視点は重要であるのに、分野名から「環境」が消えてしまっては、それが伝わらない。 北京行動綱領では、「K 女性と環境」 として、環境はジェンダー平等を達成するために重要な領域の一つとされている。また、「北京+30の包括的レビュー」においても、「環境の保全、保護、修復」が独立した項目として上がっており、そこでは環境政策にジェンダー視点と懸念を統合するための取組みが記述されている。 日本の環境政策におけるジェンダー視点の主流化を進めるためにも、国際的動向との整合性のためにも、分野名に「環境」の文言を入れて、環境問題における男女共同参画の推進を明確にすることが重要である。
52	女	40代	97	(2) 具体的な取組 イ 男女共同参画機構としての取組の推進 ○1 男女共同参画機構の設立後、同機構は、～ また、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。 について、「～（令和6年7月30日）」に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、で特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す」を削除し、 「～（令和7年6月19日）内閣委員会の付帯決議に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、国費を使って改修直後の既存施設を活用すべく県に委託し、地元の資産として活用を目指す。」と替える。 そもそも、令和6年7月30日の文章は、国会で審議されず、国会で承認されているものではありません。 埼玉県側も「国にご確認をお願いいたします。」と忖度、嵐山町は「宿泊棟・研修棟等が撤去されることは残念であり」と述べているように、戦前の上意下達の現状は見過ごすことはできません。このままでは、地域の寄付や奉仕で成り立った国立女性教育会館の設立意図にも反するもので、国際的にもナショナルセンターの意味を蔑ろにするものです。ひいては女性の地位向上の足を引っ張るものでしかありません。 この施設の意義と役割を尊重し、今後もこの施設を利用する市民が活用しやすい整備と補助を明記してください。
53	団体として提出	団体として提出	98	「第6次男女共同参画基本計画」素案において、国立女性教育会館（ヌエック）の宿泊棟・研修棟等を撤去する方針が記載されています。しかし、ヌエックは研修・研究・交流の拠点として長年にわたり果たしてきた役割が大きく、現場研修や合宿型学習に不可欠な宿泊機能を失うことは、日本全体の男女共同参画の推進に逆行するものです。老朽化を理由とする撤去ではなく、むしろ改修・機能強化こそが必要です。よって、施設撤去の方針には反対し、存続と整備を求めます。

54	女	50代	96	ア 女性リーダー等の活躍の推進 (1) P T A、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。 (2) 学校・保育所の保護者会（P T A等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。 上記の対応では、地域消滅まったなし。 特に自治会・町内会に女性リーダーが誕生していない。それゆえに、自治会や町内会・老人会の統合・廃止が地方自治体では増えている。 女性の割合を数値化して、達成している自治会・町内会には、補助金を増やすなどのインセンティブを与えるべき。
55	女	40代	98	イ 男女共同参画機構としての取組の推進 男女共同参画機構が研修棟などを廃止してしまうことを非常に残念に思っている。貴重な蔵書・資料の保管が困難になるようなこれ以上の縮小が起こらないことを願う。
56	女	70代	90	【基本認識】に、「ジェンダー視点と公正な移行（Just Transition）」の視点を踏まえた、GX（グリーントランスフォーメーション）を推進する。」と書き込む。 理由：素案の整合性 基本的な方針の記述を政策編で具体的にすることが必要がある。
57	女	50代	98	国立女性教育会館の新たな業務として、センターの支援が入りますが、センターは男女共同参画に対する誤った理解にもとづいた誹謗中傷にもさらされています。センターに直接の電話や来訪による攻撃も最近は増加傾向にあると聞きます。さらに、センターで働く方は契約や非正規など待遇も決してよいとはいえず、そうした状況にさらされてやる気を失って、優秀な人材も男女共同参画の業務から離れていきます。 ・センター職員の待遇の改善 ・誹謗中傷や「カスハラ」から守る（男女共同参画の理念を伝えるパンフレットなどを作成し、もしなにかあったときはどうすればよいのかについてノウハウや具体的な手段を伝える） も男女共同参画機構の業務として、視野にに入れていただきたい。 とくに男女共同参画のこれまでの歩みや男女共同参画社会基本法の理念（21世紀の最重要課題である）も明示し、男女共同参画の意義をこれまで以上にしっかりと伝えていただきたい。それによって、職員をいわれのない誹謗中傷から守ることもつながるかと。
58	女	60代	94	「イ 農林水産業における男女共同参画の推進」では、(1)～(16)と多くの具体的取組が上げられているが、そのほとんどが農業に関わるものである。農業、林業、水産業における女性労働者の割合が、それぞれ約38%、6%、11%と比率の違いにもよるのかも知れないが、現在、林業女子も増え、水産業・漁業に関わる女性たちも増えており、農業と同等の取組をする必要があるのではないかと
59	女	50代	98	男女共同参画機構は、全国から学習者が対面で集まり研修、情報交換、交流等を行うことの学習効果、波及効果の観点からの重要性を踏まえ、引き続き宿泊研修を実施する。 オンラインによる研修は、時代に即しているといえる一方、対面による学習も重要である。各地でのアウトリーチによる宿泊研修は、地域の参加者にとっては利便性の高いものであるが、他地域の参加者との交流や情報交換は学習・波及効果が高い。したがって、全国規模の宿泊研修も、会場を確保して継続的に実施すべきである。

60	女	40代	-	地方在住です。地方の企業や自治体、地域の男性のあまりの昔ながらの言動にびっくりすることがあります。 地方から若い女性が出ていくことが問題視されていますが、当然出ていくだろうなとは思えません。出ていく先は東京にとどまらず、日本全体を悲観して海外に出ていく女性も多く見えています。いい加減、若い女性を「産む存在」としてのみ見るのをやめてほしいです。日本で出産や子育てをしたくないという意見もよく聞きます。そうした現状が出生率にも表れていると思います。 子どもが欲しい人、欲しくない人、欲しいけどできない人、欲しいけど制度上子を持たない人、いろいろな人がいる現状をふまえ、政策として、子育て支援、出産奨励ばかり押し進めることを考え直してほしいです。
61	女	20代	8	(4) 最後の項目において、気候変動だけでなく、生物多様性も含んだ環境問題について、「公正な移行」の視点を含めてください。気候変動対策と生物多様性保護の両立的解決が必要であるからです。 2022年12月に制定された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」では、女性への被害や資源のアクセスの制限について言及され、生物多様性を考える上でジェンダー視点は欠かせないものであります。この国際基準に合わせた計画を立ててください。
62	女	20代	93	私は若年女性の流出問題に課題感を持ち、当事者にインタビューし、本音をSNSで発信する活動を立ち上げました。私も当事者のひとり、就職活動の際に、地元企業では男女で役割や昇進状況が違う現状を目の当たりにし、この地域では働けないと絶望しました。首都圏に限らずどの地域にいても性別によって可能性が制限されることのない社会を作りたいと思い活動しています。インタビューに応じてくれた当事者100人も同じような経験をした人が多く、仕事、結婚・出産に関するバイアス、地域活動や親戚づきあいで女性役割が背景にあることが見えてきました。背景にはジェンダーギャップがあり、地域から解消していくことが重要だと思っています。 【調査・分析の拡充】 男女共同参画や女性活躍に関する調査を都道府県単位で実施・公開し、地域差を可視化すること。 【育休取得率の「見える化」】 地方企業・支社を対象に男女別の育休取得率の公表を義務化し、男性育休推進の好事例を展開すること。 【地域における無償ケア労働の調査】 自治体行事や親戚行事での性別役割分担を数値化・可視化し、政策に反映すること。 【用語の明確化】 「アンコンシャス・バイアス」は「ジェンダーバイアス」など具体的な表現に置き換え、特に結婚・出産に関する言及がSRHR侵害となり得ることを周知すること。

63	女	60代	-	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備→男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備→官民連携による男女共同参画の推進、の実現の具体的な取組として、公の眼が入ったPFI事業を利用し、現在の「ヌエック施設全体の一体的継続利用」が最も合理的で効果が見込めるはずだ。 また、 ・ヌエックは地域における信用度が高く実績のある雇用先 ・男女共同参画の地域女性雇用のモデルケースとしてナショナルセンターのヌエックでの雇用を活かす仕組みは全国への波及効果が見込める ・ヌエックには宿泊棟・国際会議場を含む研修棟・茶室・体育施設・庭園・図書館・レストランなどの多様な職場があり、女性や障害者雇用の可能性、女性登用の実践の場としても多様な職場・職域の開発の可能性がある 地方創生の視点から再度確認し、国際的な利用実績やグローバルスタンダードに合致する施設全体の評価と再利用の方法を探ることが重要である。 ヌエック開設に至る先人の緻密な計画の資料はヌエックに保管されている。現在の素案には開設時の建設的な女性たちの社会参加への基盤整備の原点が失われ、みすみす国民の財産としてのナショナルセンターの施設を失うことは、男女共同参画機構としての取組の推進の意義も揺らぐ。 女性を取り巻く経済格差を考慮すれば、ヌエックの優れた公的施設が低廉な負担で利用できる価値は大きい。 また、「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）」に基づき」とあるが、この決定過程の詳細は国民の前に不明瞭であり、根拠とするには地元議員からも有識者からも疑義が指摘されている。 「特定の場所や方法にとらわれない」ことは「多様な事業を展開する」ことにはつながらない。 「老朽化した宿泊棟、研修棟等」とあるが、計画的に予算が執行され、時代の要請に合致した長寿命化のモデルケースともいえるメンテナンスで施設は良好な状態を維持し、利益優先の民間施設とは一線を画す優れた施設であることは海外からの評価も高い。「撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す」ことは凍結し、現存するヌエックの施設全体をいかに活かすかを再考すべきである。 日本で技術開発され実績もあるリファイニング工法を利用した上で存続を図ることこそ、経済的合理性があり、ジェンダー平等推進・女性差別撤廃につながるものになる。
64	女	50代	90	第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進 第9分野の分野名に「環境」という文言を入れてください。新しい分野名を、第9分野名を「地域および環境における男女共同参画の取組の推進」とするよう提案します。 5次計画では分野名に含まれていましたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えており、環境分野が日本における男女共同参画の推進において重要であることが伝わりません。 北京行動綱領においては K 女性と環境 として、環境はジェンダー平等を達成するために重大な領域の一つとされています。また、「北京+30の包括的レビュー」においても、独立した項目として「環境の保全、保護、修復」が上がっており、そこでは環境政策にジェンダー視点と懸念を統合するための取組みを記述しています。 このような国際的動向との整合性の為にも、分科会命に「環境」の文言を入れ、環境問題への取組における男女共同参画の推進にとりくむことを明確にすることは重要です。
65	男	30代	-	地方においては、性的マイノリティ当事者が生きづらさを抱えている。故郷に帰れず、慣れずに家賃が高い都内に住む当事者も多いことから、地方においても性的マイノリティ当事者が生きやすい環境づくりが必要になる。そのためには、地方においても性的マイノリティの相談窓口の設置や、理解啓発のための研修会の実施等が重要である。地方においては同性パートナーシップ制度をとりいれるなど、取組が広がりつつある。そうしたことも積極的に地方でも行えるよう、必要に応じて専門家の紹介や派遣なども行えるようにするべきである。

66	男	60代	-	・男女共同参画センターを持たない市区町村等への支援も、本計画に明記すべきである。 【理由】 基本認識では、地域において連携が重要とされる主体の一つに「地方公共団体（男女共同参画センターを含む）」を挙げているが、その後は単に「男女共同参画センター」という表現になっていく。しかしセンターは必置でないため、設置していない市区町村のほうが多く、そこへの支援等が疎かになることが危惧される。 私は市のセンターに勤務後、男女共同参画の講演活動で全国を回っているが、そこで市区町村間の格差として痛感するのは、施設の有無もさることながら、この政策に注がれる熱量の差である。国の仕事として重要なのは、都道府県を通じて市区町村間の温度差を無くし、男女共同参画の不毛地帯を解消することである。
67	女	60代	96	ア 女性リーダー等の活躍の推進に 議会や企業、公的職場でのリーダーがない
68	女	60代	90	意見 第9分野の分野名（９０Ｐ）を「地域及び環境における男女共同参画の推進」に変更していただきたい。 5次計画では、分野名に「環境」が入っていたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えている。男女共同参画の推進において環境は重要な分野であり、また、日本の環境政策にとって、ジェンダー平等の視点は重要であるのに、分野名から「環境」が消えてしまっ ては、それが伝わらない。 １９９５年の第４次世界女性会議で採択された北京行動綱領において、「Ｋ 女性と環境」 として、環境はジェンダー平等を達成するために重大な領域の一つとされている。また、「北 京＋３０の包括的レビュー」においても、独立した項目として「環境の保全、保護、修復」が 上がっており、そこでは環境政策にジェンダー視点と懸念を統合するための取組みが記述され ている。 このような国際的動向との整合性のためにも、分野名に「環境」の文言を入れて、環境問題に おける男女共同参画の推進を明確にすることは重要である。
69	女	60代	99	第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進 4 環境問題への取組における男女共同参画の推進 気候危機・環境問題は、すべての施策の大前提となる課題である。第9分野の地域課題とする のは、不適切。基本的な方針に位置付けるべきである。そのうえで、環境問題にかかるジェン ダー視点での参画を推進するとすべきである。
70	女	70代	92	タイトルの「女性にも選ばれる地域づくり」が示しているように、女性を地域づくりの主体と してではなく、客体として見ている 人口の半分を占めている女性が、お飾りとして委員や審議会に参加するのではなく、リーダー として主導できる方策を示してほしい。
71	女	40代	-	「イ 農林水産業における男女共同参画の推進」について。農山漁村／農林水産業における男 女共同参画については、第3次計画までは単独で重点分野の一つであったが、第4次計画から地 域の問題と合体し、第5次計画では重点分野の名称に「農山漁村／農林水産業」という語がな くなり、徐々に位置づけが低下してきた。今回はさらに位置づけが低下して項目の名称にす らなっておらず、「女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進」の取り組みの一 つとなってしまう。これでは、他の分野に比べても進んでいない、農山漁村／農林水産 業分野の意思決定における女性の参画が、より一層後退してしまうのではないかと危惧して いる。せめて第5次計画と同様に項目の一つとしてでも位置づけてほしい。また、第2分野の「あ らゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大」にも、農林水産業における政 策・方針決定過程への女性参画の推進を入れるべきだと考える。

72	答えたくない	30代	98	該当箇所 イ 男女共同参画機構としての取組の推進（(1)の後半部分） 「また、『独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて（令和6年7月30日）』に基づき、必要な予算及び人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事への着手を目指す。」 修正案 「また、国立女性教育会館の真の機能強化に向けては、既存施設を活用し、オンラインでの情報提供に加え、男女共同参画推進に関わる多様な立場の人々が対面で交流し、ネットワークを強化する機会を保障する。」 理由 国立女性教育会館は全国で唯一の宿泊型研修施設であり、さらに国内外から多様な人々が安心して集まれる水準のバリアフリー環境を備えている。ジェンダー平等の推進は、多様な人に開かれた場であってこそ意義がある。真の「機能強化」とは、既存施設を活かし、対面での交流やネットワーク形成を発展させることである。
73	団体として提出	団体として提出	99	（2）具体的な取組の○3を 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、「男女別データを把握し、結果を公表する。また、女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえた対応を評価するための仕組みを創設する。」としていただきたい。 この取組みは、第5次計画でも、ほぼ同じ文章が掲げられていた。「第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等」では、「男女別のデータ把握に取り組んでいる事例はあるものの、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮した施策の企画立案・実施には至っていない。」と厳しく評価されており、この取組では不十分であることが認められている。さらに、今後の方向として、「今後も男女別のデータの把握に努める。男女差が認められた場合は、施策の企画立案・実施に当たり考慮する。」ことが示されている。 6次計画は5次計画の評価を踏まえたものであるべきところ、5次計画とほぼ同様の文面であることは、過去5年間の不十分な成果を踏まえ、今後の5年間の進展を約束するものとは言えないと言わざるを得ない。 6次計画ではより踏み込んだ取組みが必要である。 男女別データの把握に関しては、データを収集するだけにとどめず、データを公表し、可視化することが必要である。そうすることが、施策の企画立案・実施に当たり、女性と男性に与える影響の違いなどを考慮した対応が行われていると言えるのではないのでしょうか。 この点については、北京行動綱領で、戦略目標K3 環境および環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための仕組みの強化又は創設することとしている。
74	女	60代	90	意見 「基本認識」に、賃金の地域間格差、企業規模間、業種間格差を視野に入れ、国としてどの地域、どの企業で働いても、同一労働同一賃金となるよう計画を具体化すべき。 理由 若者や女性の流出が地域活力を削ぎ、過疎化が進み、地盤沈下を招いている。いまだに最低賃金は地域によって異なり、企業規模や業種によっても大きな開きがあることが分かっている。女性は賃金が低い中小企業、小売業やサービス業で働く割合が高い。「女性や若者に選ばれる地域づくりを推進するため」には、国としての制度設計が必要である。
75	女	30代	-	扶養を外れると、家族全体が忙しくなる、手取りは減るために躊躇してしまう。扶養を外れるてもメリットが多くないと扶養を外れようという気持ちにならない。 育休は増えているので、父親学級を企業や社会主導で導入してくれるといい。 夫婦別姓の導入。

76	団体として提出	団体として提出	-	II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進 素案は若者の出身地域からの流出について、「女性や若者に選ばれる地域づくり」や「女性にも選ばれる地方実現」を打ち出し、背景に根強い固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスがあることを強調している。しかし、進学先や就職先がない、加えて、賃金格差や医療機関の不足、バスや鉄道など交通網の縮小や廃止など住み続けられない現状がある。構造的な問題の解決こそ急務である。 ◇医療、介護、保育などの社会基盤や公共交通の確保、全国一律最低賃金の導入、農林水産業への財政支援の強化を明記すること。 ◇独立行政法人男女共同参画機構が「センターオブセンターズ」として自治体の男女共同参画センターと連携しながら、ジェンダー平等施策を推進する役割を発揮できるよう、十分な予算と人員を配置すること。 ◇環境問題は地域だけの課題ではない。第8分野への意見として述べたように、「防災・復興、環境問題」として扱うべきである。原発ゼロ、火力発電からの脱却、再生可能エネルギー政策への転換を急ぎ、政府が掲げる2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの「カーボンニュートラル」実現へ、年度ごとに目標数値の設定と確実な実行を明記すること。
77	女	70代	94	家族農業が中心の日本において、県として家族農業への支援施策拡充と、次代を担う女性や若者の新規就農への参入とジェンダー平等をすすめるためにCEDAWの勧告を活かす積極的な政策を行ってください。 そのために次の項目について補強することを求めます。 1 女性差別撤廃委員会（CEDAW）の勧告を行政施策に積極的活用をすること。 2 勧告を農政関係職員の研修に活用すること。 3 農山村魚業女性への労働時間・母性保護・健康などを調査し、データ速やかに公表すること。 4 「経済的利益における意思決定レベルにおいて、女性の平等でインクルーシブな参加への障壁」をなくすために実態を調査すること。 5 所得税法56条の改正を速やかにおこなうこと。 6 「保健医療、社会保護、傷病手当金や出産手当金を含むその他の基本的サービス」を関係部局と連携し実施すること。 7 女性就業者への研修等の実施に際し、勧告の内容をカリキュラムに盛り込むこと。 8 家族農業は主に女性が主要な役割を担っているため、家族農業を支援する施策を盛り込むこと。
78	女	70代	98	国が、男女共同参画センターの支援を行うことを明記してほしい。 (3) (98ページ) のとおり、「令和7（2025）年の男女共同参画社会基本法の改正により、同法に男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点であることを規定するとともに、地方公共団体に対して、その体制確保に努める義務を課すこととした。」ことは、大変評価する。 男女共同参画基本法の改正を機に、今一度、男女共同参画に対して、国と地方が一体となった推進をする体制を構築してほしい。 地方の男女共同参画センターは、人員、予算共に弱小のところが多く、自治体も、その取組の積極性にばらつきがある。 (3) で、国として、男女共同参画社会基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、同法に定められた役割を十全に果たせるよう不断の効果検証を促すのでは足りないので、「普段の検証結果を促す」のではなく、「役割を十全に果たせるよう支援を行う」にしたい。

79	団体として提出	団体として提出	90	【「環境分野における男女共同参画の推進」という項目の設置及び成果目標の設定】 「環境分野における男女共同参画の推進」という大項目を作り、環境に関する成果目標・目標数値を設定するべきと考えます。それが難しい場合でも、第5次基本計画のように「第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」もしくは、「第9分野 地域・環境問題における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」とする必要があると考えます。 <理由・背景> ・第5次基本計画では、「第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」と分野名の中に「環境分野」が明記されていたが、それがなくなり、「第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」の一部とされたことは残念。 ・パリ協定は、前文でジェンダー平等と女性のエンパワーメント・人権等の重要性が謳われ、複数の条文やルールブックもジェンダー配慮の重要性に言及。2019年COP25では、強化されたジェンダーに関するリマ作業計画及びそのジェンダー行動計画（eLWPG and its GAP）が策定され、COP29でeLWPGの10年延長が決定。第1回GST成果文書でも「締約国はジェンダーに対応した気候変動政策や行動を実施する」こと等が明記。日本はUNFCCC・パリ協定締約国として国全体で取り組むことが求められている。また、温室効果ガス排出量の削減等、環境問題は地球規模でも取り組まなければならない問題であり、地域分野の1つではなく、独立した分野とすべき。 ・なお、第5次男女共同参画基本計画では、「第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」の成果目標は防災関係のみで、環境政策に関する目標数値は設定されていなかった。
80	女	60代	98	国立女性教育会館の宿泊棟や研修棟の撤去を上げているが、この施設によって女性たちが学び、情報を共有し、つながり、行動することができた。ナショナルセンターとして、男女共同参画センター強化を目指すセンターオブセンターズとするが、女性の実態を知るという現場を持たずして、その役割を果たせるとは思えない。宿泊棟、研修棟の存続を強く求める。 男女共同参画センターの機能強化・充実において、センターが女性の非正規職員で運営されるのは問題である。第3分野で、女性の所得向上と経済的自立の実現 2において、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進を掲げながら、矛盾している。困難女性に寄り添った相談支援を行う上でも、職員への予算の拡充を求める。
81	女	40代	93	具体的な取り組みのイにおいて 農林水産業における男女共同参画の推進が(1)～(16)までであるが 農業の比重が多く、林業、水産業が少ない。 林業、水産業でも女性リーダーや経営者の育成に力を注ぐべきではないか。
82	女	60代	90	地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」においても「ジェンダー主流化」の明記を要望します。 地方公共団体内でもジェンダー主流化が理解されていないことが多いと感じています。地方公共団体のジェンダー主流化の取組を進めることで、地域の男女共同参画、ジェンダー平等推進が加速されることが期待されると思います。 また、地域の男女共同参画の状況を示すデータについては、アクセスしやすいシステムの構築を希望します。（都道府県別ジェンダーギャップ指数を民間が作成されていますが、市町村ジェンダーギャップ等がわかるもの） 2015年に政府のまち・ひと・しごと創生本部が経済産業省と連携して提供を始めた「地域経済分析システム」（RESAS）のような「地域ジェンダーギャップ分析システム」のようなツールがあれば、人員の少ない地方公共団体、男女共同参画センターへの支援になります。
83	女	70代	96	第9分野-2 地域活動における男女共同参画の推進において、 現在問題となっている「国立女性教育会館」（ヌエック）の研修棟、宿泊棟の存続を強く望みます。 地域の女性、男性リーダーを育成のため、今まで数十年にわたり数多くの研修、ワークショップに参加し、また自分たちの研修のために宿泊して議論を重ね、地域での男女共同参画に役立てきました。この様な貴重な宿泊施設をどうか残してください！

84	女	70代	95	地方議会に女性議員を増やすために、男女共同参画センターで「議員になりたい人・支える人、ファーストステップ」のようなセミナーを開催する。 いわゆる「政治塾」のような主宰者のカラーが色濃く反映されるものではなく、選挙制度や選挙活動、選挙にかかる費用などのノウハウを説明し、議会傍聴や現職女性議員とのトークの場など、議員になることへの最初のステップを設けるとともに、候補者を支える人たちなど、地域のリーダーの人材育成の場としても有効と考える。 参画機構は、各地の参画センターでの開催成果の情報を収集し、セミナーのノウハウを資料化し、各地での開催を支援していただきたい。
85	答えたくない	30代	99	(2) 具体的な取組 3について、 現状3 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、「男女別データを把握し、女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえた対応を行う。」を、 提案3 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、「男女別データを把握し、結果を公表する。また、女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえた対応を評価するための仕組みを構築する。」とする。 そもそも、この取組みは、第5次計画び「(2) 具体的な取組でも、ほぼ同文がかかげられていました。そして、「第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等」では、「男女別のデータ把握に取り組んでいる事例はあるものの、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮した施策の企画立案・実施には至っていない。」と評価されており、不十分であることが認められています。 さらに、今後の方向として、「今後も男女別のデータの把握に努める。男女差が認められた場合は、施策の企画立案・実施に当たり考慮する。」ことが示されています。 6次計画はこれを踏まえたものであるべきところ、5次計画とほぼ同様の文面であることは、過去5年間の不十分な成果を踏まえ、今後の5年間の進展を約束するものとは言えません。 6次計画ではより踏み込んだ取組みが必要です。 ア. 男女別データの把握に関し、事例がある」だけに留めず、データを公表する イ. 施策の企画立案・実施に当たり、女性と男性に与える影響の違いなどを考慮した事例を示す。 すなわち、結果を示すデータが収集され、公表され、可視化される必要があります。 そこで、意見・提案は、現在の具体的取り組み3の文面を具体化することです。 ア. 男女別データを把握し、結果を公表する。 イ. また、女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえた対応を評価するための仕組みを構築する。
86	答えたくない	30代	90	「女性の視点を生かした商品・サービス開発の促進」の、「女性の視点を生かした」という文言は、「女性ならではの視点」と同じようなニュアンスを含み、適切ではないと感じます。つまり、男性が開発した商品・サービスをデフォルトと想定し、全体的な商品・サービスのパイを補完するだけの役割として、「女性の視点」を補完的に盛り込もうとする意図が感じられます。「男性ならではの視点を生かした商品・サービス」と言葉を置き換えた時の違和感が、現存する差別を物語っています。言い換える表現として、「女性の商品・サービス開発の促進」(「の視点を生かした」を削除)を提案します。

87	答えたくない	30代	99	(2) 具体的な取組 「環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別データを把握し、女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえた対応を行う。」について、男女別データを把握し、結果を公表するまでを明記してください。 「環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別データを把握し、結果を公表する。女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえた対応を行う。」 第5次計画でもほぼ同文が掲げられておりましたが、その評価は、「第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等」では、「男女別のデータ把握に取り組んでいる事例はあるものの、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮した施策の企画立案・実施には至っていない。」と、厳しいものでした。 6次計画はこれを踏まえたものであるべきところ、5次計画とほぼ同様の文面であることは、過去5年間の不十分な成果を踏まえ、今後の5年間の進展を約束するものとは言えません。 6次計画ではより踏み込んだ取組が必要です。 すなわち、結果を示すデータが収集され、公表され、可視化される必要があります。
88	答えたくない	30代	95	16. 「農作業の自動化等を通じて身体の負担軽減や作業時間の短縮に資するスマート農業技術により、女性や高齢者などでも活躍しやすい農業を実現するため」とありますが、農村では、家父長制が根強く残り、農業機械を扱う作業を主に男性が行うため、女性の方がむしろより厳しい労働を担っていることを認識する必要があります。女性を強制的に「楽」な仕事に導くことにより、結果的に女性に許された仕事は、一度に運ぶ荷物の量が少ないか、少なそうに見えても、実際は体を休ませることができない仕事ばかり、という農村の現状があります。 果たして、女性はきつい仕事を嫌がるから低賃金労働に従事しているのでしょうか、そうではありません。比較的高い賃金がもらえるきつい仕事は、たとえ女性が就労を望んだとしても就労のチャンスが閉ざされている現状があります。「女のくせに」「女に力仕事はできない」という偏見、そして、女は男に比べて劣る、という差別感情が背景にあります。 厳しい肉体労働があることを承知の上で農業と言った肉体労働を選ぼうとしても、「楽」だと思われる仕事に導かれ、より簡単そうに見えるからというだけの理由で、結果的に女性の賃金は少なくなってしまう。 肉体労働のハードさで給与が決まる世界に生きていないはずで。 女性だから、より身体の負担が少ない労働に追いやるかのような記述は、女性は重いものが持てない、体力がない、きつい仕事は嫌がる、という先入観を帰って強化してしまう恐れがあります。女性であっても体力に自信がある人はいますし、男性でも体力のない人はいます。性別を理由に、どのような農業を行いたいかを狭めてしまうような記載は変更してください。
89	女	70代	99	(2) 具体的な取組 意見： 3 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、「男女別データを把握し、女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえた対応を行う。」とありますが、これを、「環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たって、男女別データや女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえて対応した事例の数および事例を収集・提示する」に変更する。 理由： そもそも、この3の文言は、第5次計画の(2) 具体的な取組とほぼ同文です。 しかも、「第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等」では、「男女別のデータ把握に取り組んでいる事例はあるものの、女性と男性に与える影響の違いなどに配慮した施策の企画立案・実施には至っていない。」と厳しく評価されており、不十分であることが指摘されています。 さらに、今後の方向として、「今後も男女別のデータの把握に努める。男女差が認められた場合は、施策の企画立案・実施に当たり考慮する。」ことが示されています。 6次計画はこの5次計画の評価を踏まえたものであるべきところ、過去5年間の不十分な成果にもかかわらず6次計画が5次計画とほぼ同様の文面であることは今後の5年間の進展を約束するものとは言えません。 6次計画ではより踏み込んだ取組が必要です。

90	男	50代	91	素案（p 91）にある「女性が働きやすい環境を整えることが可能となる。また、テレワーク型のモニタリングや管理業務の導入により、家事・育児・介護との両立を支援し、多様な働き方の実現が期待できる。」の箇所からは家事・育児・介護は女性の仕事と書かれているように感じられる。あらゆる人々が働きやすい環境を整えることが大切であり、多様な働き方が、企業にとっての都合の良い雇い方を意味するものであってはならない。
91	女	70代	98	「「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組の整備に向けて」に基づき、必要な予算および人員を確保の上、特定の場所や方法にとらわれない多様な事業を展開するため、新法人に必要な機能を本館に集約するとともに、老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事に着手する」の一文を削除していただきたい。宿泊棟と研修棟・体育施設等があってこそ、我が国に根深くある家父長制度によって傷つけられている女性や子どもが人と出会うことでエンパワーメントし、男女共同参画の推進力となる。専門職によるオンラインと派遣では、人の出会いの力を無視し機能低下は免れない。男女共同参画にかかる事業時以外、施設開放は、限らない市民に学習権を保障し、女性の人権を支えて、目に見えない価値を蓄積していた。現施設を地方の男女共同参画センターのセンターオブセンターズとして位置付けることは有効ではあるだろう。女性のための国の施設として位置付けられていた。しかし、形式的な意見聴取のみで利用者等に広く意見を聞くことなく、進め、本来、施設は全国内外の人が利用するものであったにもかかわらず、嵐山町長とのみの秘密協議で、本館のみを事務所として残し嵐山町が活用できるようにし、他の施設は撤去することを令和6年7月30日に、男女共同参画局長が県庁において発表する事態は、家父長制度そのものである。この国に男女共同参画社会進展にマイナスとなる。利用者は、年に1度か2度の利用であるため、意見聴取は形式的便宜的に行っているのみである。宿泊研修の場があることで、市民が交流学习ができる可能性の大きい場所である。男女共同参画にかかる研修は5%に届かないという事実は、施設管理者の怠慢であり都心ではない不利益の強調は、地域での男女共同参画推進は不可能と公言しているようなものである。安価で多くの国内外の人や子どもが利用できた施設である。男女共同参画機構法の附則部分を見直すか、歴史的な経緯をいかす民間活用を行うことを求める。また、男女共同参画は、ひろく生涯学習・厚生福祉・勤労そして、気候変動抑止にもつながる政策である。50年経過を迎える時、健康福祉・若年女性支援・AIの習得、各地区の高齢者の課題解決、防災施設として、国が活用すべき施設である。第6次男女共同参画計画は、広い分野にまたがるが、対面研修を矮小化し過ぎている。

92	女	60代	97	3 官民連携による男女共同参画の推進について（男女共同参画センター） 全国には男女共同参画を目的とした専用施設（男女共同参画センター）が整備されています。しかし、多くの施設は十分に活用されず、単なる会議室として使われることも少なくありません。維持・管理には税金がかかっており、公共財源の効率的活用という観点から疑問があります。 ジェンダー平等は特定の施設だけで進める問題ではなく、社会全体が関わる課題です。性別や立場にかかわらず、誰もが問題意識を持ち、自由に話し合える環境が重要です。密室での議論はオンライン会議でも可能であり、レンタル会議室や使われていない公民館など既存の公共施設を活用すれば十分です。専用施設を新設・維持する必要は必ずしもありません。 これからはデジタルの時代であり、会議室や講演会用の施設は必ずしも必要ではありません。私が参加した講演会では高齢者が多く、動員までかかっていました。本来参加すべき層はこうした講演会にはほとんど来ていません。講演会は民間でも開催され、さまざまな媒体で視聴できます。自治体主催の講演が本当に必要なのか疑問です。 また、男女共同参画施策の中には女性だけに焦点を当てた内容が多く、男性も同じ立場になった場合に受け入れられないことがあります。このような状況は、男女共同参画基本法の趣旨と本来の目的からずれていると感じます。男性を軽視せず、すべての人が平等に問題意識を持てる仕組みが必要です。 したがって、男女共同参画センターの新設や維持は望まず、自治体にある公民館や市役所などで他の事案と併せて取り組むべきです。隠さず誰もが問題意識を共有し、話し合える場や機会を、既存施設やオンラインで確保することを提案します。
93	女	60代	90	意見 「基本認識」に、賃金の地域間格差、企業規模間、業種間格差を視野に入れ、国としてどの地域、どの企業で働いても、同一労働同一賃金となるよう計画を具体化すべき。 理由 若者や女性の流出が地域活力を削ぎ、過疎化が進み、地盤沈下を招いている。いまだに最低賃金は地域によって異なり、企業規模や業種によっても大きな開きがあることが分かっている。女性は賃金が低い中小企業、小売業やサービス業で働く割合が高い。「女性や若者に選ばれる地域づくりを推進するため」には、国としての制度設計が必要である。
94	女	20代	90	基本認識の5、6個目の項目に関して、気候変動対策における、イノベーションや人手不足解消といったビジネスの側面だけでなく、特にケア労働を行っている人に目を向けた対策を追記してください。 国連の報告によると、気候変動により、女性は男性の14倍の死亡リスクを負っています。これは、単なる直接的リスクだけでなく、ケア労働の増加による間接的リスクが含まれます。 例えば、日本では、地球温暖化により、熱中症リスクが上がっています。患者を看護するのは、ケア労働に従事する人、特に女性が多い職業です。こういった課題にも目を向けるため、間接的な負担やリスクの増加の現状を認識し、データに基づく調査の実施、ケア労働も含む地域課題の解決について明記してください。
95	女	20代	98	【若者参画の制度化】 男女共同参画会議・審議会に一定割合の若年世代を参画させる仕組みを導入すること。 【推進拠点の強化】 男女共同参画センターや自治体担当課において、職員の人員増・処遇改善を進め、研修費用支援や専門資格制度を整備すること。

96	答えたくない	30代	-	「第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」の部分の、これはやってはいけないものです。女性優遇の差別政策です。 「意思決定層への女性の参画拡大、」について「推進することが重要である。」 「女性の育成・登用、女性の起業の支援など、」 「女性が地域の農林水産業の方針決定過程に参画し、女性の声を反映させていくことが必要である。」 「女性デジタル人材・女性起業家の育成、様々な課題・困難を抱える女性への支援、学び直しやキャリア形成の支援」 「(13) 女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進するため、多様なロールモデルについて、関係機関等に周知・普及を図る。」 (14) 「女性起業家を総合的に支援する。」 (15) 「女性のための起業セミナー」 (17) 「女性人材育成等のための連携基盤（地域構想推進プラットフォーム）の整備促進や、」 「(5) 水産業における女性の参画を推進するとともに、」 (6) 「女性の農業経営への参画を推進する。」 「(11) 女性の就農希望者等に対し、就農相談会、農業法人による会社説明会、就農促進PR活動、農業者による高校や大学等教育機関への出前授業等」 「(12) 女性農業者の農業者年金への加入を促進する。」 「(1) 女性の地方公共団体の長や地方議会議員のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。」 「(3) 地方公務員の女性職員の活躍に資する取組について、各地方公共団体の実情に即し、主体的かつ積極的に取組を推進するよう要請する。」 (4) 「、審議会等委員への女性の参画を促進する。」 「ア 女性リーダー等の活躍の推進」 (1) 「女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。」 でも、これはいいと思う。 「○ 女性や若者に選ばれる地域づくりを推進するためには、」 「1 女性にも選ばれる地域づくりのため」 「○ 女性にも選ばれる地域づくりのためには、」 「○ 女性が働きやすい雇用環境への改善」 「女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村にすることが重要であり、」 「女性を含めたより幅広い層が参画できる環境を整備することは、」 「(11) 女性も含めた後継者の事業承継を後押しし、」 「女性を対象にした支援や優遇」は法の下での平等に反する差別政策。 でも、「女性も含めて参画しやすい環境整備」はやるべき。 この違いを区別できないといけない。 全て書き換えを
97	女	70代	-	奈良県には「女人禁制」の区域が未だに残されています。「女人禁制」は、「宗教」上の問題、「伝統・文化」であると蓋をされてしまっているのですが、冷静に考えてもらえると、一定の区域に「女性であること」のみを理由として立ち入りが許されないというのは、女性差別以外の何ものでもないと考えます。こんな不条理が許されていては、いつまでも世界のスタンダードに並ぶことは難しいと思います。

98	女	70代	-	第9回日本定期報告に関する女性差別撤廃委員会からの総括所見（パラ46）を受け止め、農山漁村の女性の政策策定参加を制限している障害を明らかにして取り除く努力をし、成果目標を引き上げること。営業規模の大小にかかわらず、女性の経済状況、就労状況、健康状況などに関する総合的な実態調査を行い、農林漁業を続けられるよう対策を講じること。 物価高騰による国民・中小業者の負担増を軽減する施策として、緊急に消費税率を5%に引き下げること。中小業者・フリーランスに重大な負担を強いる、インボイス制度は廃止すること。 日本の食と農業を守るため、食料自給率（現在38%）向上の目標を明確化して、農政の柱とすること。 * 環境問題について パリ協定採択から10年、化石燃料（石炭・石油・天然ガスなど）依存をやめて、原子力発電に頼らない再生可能エネルギー政策に急速に切り替えていくこと。2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロにするため、年度単位で目標数値を決めて実施することが求められる。 (1) 2030年までの温室効果ガス排出ゼロに向けた目標値を明確にし、気候変動が女性の生計に及ぼす悪影響を調査、気候変動、災害対応、災害リスク削減に関する法整備をすること。そのためには、方針や政策の決定の場に女性の参画を、50%に高めること。 (2) PFASなど有害化学物質などの対策、健康や環境のリスクへの規制を強化すること。女性や子どもへの影響調査をすること。 (3) 環境汚染ではプラスチック製品の減産など対策を強化すること。 (4) 原発ゼロを決断し、省エネ・再生可能エネルギー中心の政策を確立すること。
99	男	20代	91	基本認識において、次のような記述があります。 「性別を理由に女性が大学への進学を断念せざるを得ないということのないよう、また、進学の際に出身地域を離れる者が多いことも踏まえ、例えば、各地域の魅力的な大学づくりの取組を進めるなど、女性が進学しやすい環境を整備することも重要である」 「大学への進学を断念せざるを得ないことが多い」のはジェンダーによるものですが、「進学の際に出身地域を離れる者が多い」のはジェンダーによるものではありません。ここでは、それらを並列することで、「女性が進学しやすい環境」が出身地域における「魅力的な大学」であるように書かれていますが、異なる2つの問題が混同されていて不適切です。 ジェンダーの観点からは、女性が自由に進学しやすい環境を整えることが求められます。それにあたっては、出身地域内の大学づくりだけでなく、出身地域を離れて大学進学するための奨学金設置や家庭・学校の理解促進が重要です。「出身地域に残って大学進学する」ことが女性に課されることは、女性の自由な進路決定を妨げています。 「各地域の魅力的な大学づくりの取組」は、「女性が進学しやすい環境」をつくる施策ではなく、「ジェンダーを問わず、出身地域を離れずに大学に進学しやすい環境」をつくる施策です。 したがって、女性の進学の問題と、若者の地域離れの問題を区別して方針を検討し直すことを強く求めます。
100	女	70代	98	「イ 男女共同参画機構としての取組の推進」の(3)として以下を追加する。 (3) 自治体の男女共同参画センターや公的宿泊施設と協働して、全国各地から参加できる対面の研修を実施し、交流を図り、人材養成とそのネットワークの構築を促進する。 理由 宿泊棟、研修棟が無くなり、全国各地から集まり対面で学び、交流する場・機会がなくなつた。オンラインでは出来ない参加者同士のワークや現場の課題共有や対応解決策のヒントなど、対面・交流により得られるものがある。得たものを持ち帰って各地域のレベルアップにもつながり、どこに住んでも差のないサービスの提供につながると考える。

101	女	70代	90	「意思決定の場に女性を」地域活動における女性リーダーの存在は、今も未来も必要です。なくてはならない存在です。自治会、PTA、防災組織、地域に根差した組織・団体において、女性の視点を取り入れやすくすることは重要です。日本社会において「決めるのは男性」「従うのは女性」という風潮があまりに有り過ぎました。同じように固定的性別役割分担も女性の社会進出にブレーキをかけていました。 地域の女性リーダーを育てるには、男性から女性への働きかけが重要です。今までの「リーダーは男性」という意識を変える必要があります。 実現に向けて、内閣府から地方自治体や地域への強い要請が必要です。 ISO26000のマルチホルダープロセスにおいて、作業部会では多様性はもちろん、常にジェンダーバランスに配慮して運営されています。（半数は女性） ジェンダーギャップ指数が示すように、世界的に日本社会は遅れています。この素案には、はっきりと書かれていませんが女性の社会進出を推進するために、内閣府として法的整備が必要です。「クォータ制の導入」「女性差別撤廃条約の批准」「選択的夫婦別姓の導入」など、方針に入れて下さい。
102	男	40代	-	SNS上で「女性限定の離婚講座」が開かれ、父親に子どもを会わせない方法が指南されていたことが話題になりました。母親の一方的な判断だけで親子を引き離す行為は、父親の尊厳を踏みにじるものであり、その実態は令和3年に法務省が行った「ひとり親家庭」に関する調査でも明らかになっています。こうした状況は、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因であり、父親と子どもを引き離す行為も精神的DVであることを広く周知・啓発していく必要があります。よろしくお願いします。
103	女	60代	90	前文に仕事と家事育児等の両立と書いてあるが、今はパートナーと協力して家事、育児、介護をこなすのが当たり前です。書き方を改めていただければ。 P96の固定観念の解消法の内容についても具体的に、研修会を地域に出向いて年1回出張して行う、パンフレットやポスターを掲示するなど書いた方が良いと感じます。
104	女	60代	94	「イ 農林水産業における男女共同参画の推進」がおかれていることを評価します。第1次産業、第2次産業、第3次産業それぞれにおいて男女差別はなくなっていますが、農林水産業の6次産業化も進んでいる現在、アンコンシャス・バイアスの温床ともなっている家父長制的な構造をもつ農林水産業界の男女共同参画が推進されることは、第2次産業、第3次産業への波及効果も高いと考えられます。 心配なのは、第5次男女共同参画基本計画と比較して農林水産業の位置づけがかなり小さくなっていることです。例えば、農業委員にしろ農協理事にしろ土地改良区理事にしろ、女性比率は漸増状態で、3割に遠く及んでいません。また農業の場合、家族経営が中心であることもあって、上述したように家父長制的な構造が農家にも地域にも残っている現状は変わっていません。 この家父長制的な構造は、全分野の計画にマイナスの影響を与えているものですが、とりわけ第1次産業地域の計画履行に影響を及ぼす深刻な背景となっています。第1次産業従事者がこれ以上少なくなれば、日本の食料自給率が危機的となり、国家の存亡にかかわります。

105	女	70代	90	・若年女性の流出への懸念、女性にも選ばれる地方、というキーワードで子産み子育てが可能な女性に地域にとどまってほしい という思いが透けて見える。そのために男女共同参画センターの取組が必要という認識はその通りだと思うが、そのようにやってきたこの20年だった。にも拘わらず、地域は疲弊し、女性の流出が止まらない。出生率の低下は止まらないのだから、改めて、何が、足りなかったかの精査が必要である。 ・このような認識で、男女共同参画センターの役割を強調するが、今までのようなやり方では処方箋にならないという事をしっかりと肝に銘ずるべきである。 ・男も女も、ともに参画というキャッチフレーズが、この20年だったと思う。そして、なぜ、女ばかりを対象にする、という男女平等への反対勢力からの突っ込みに対抗できずにいたのが、これまでだったのではないだろうか。だから、変わらなかったといえる。 ・となれば、必要な処方箋は、徹底的に女性に寄り添う、女性の困りごとの解決のために仕事をする男女センターではないだろうか。この点の認識をもっと整理すべきである。
106	女	70代	90	第9分野の分野名（90ページ）を「地域及び環境における男女共同参画の推進」に変更していただきたい。 5次計画では、分野名に「環境」が入っていましたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えています。男女共同参画の推進において環境は重要な分野であり、また、日本の環境政策にとって、ジェンダー平等の視点は重要であるのに、分野名から「環境」が消えてしまっは、それが伝わりません。 1995年の第4次世界女性会議で採択された北京行動綱領において、「K 女性と環境」として、環境はジェンダー平等を達成するために重大な領域の一つとされていますし、「北京+30の包括的レビュー」においても、独立した項目として「環境の保全、保護、修復」が上がっており、そこでは環境政策にジェンダー視点と懸念を統合するための取組みが記述されています。 このような国際的動向との整合性のためにも、分野名に「環境」の文言を入れて、環境問題における男女共同参画の推進を明確にすることは重要です。
107	女	40代	-	文章中では、「女性の視点を生かした商品・サービス開発」（p.90）、「自治会、PTA、防災組織、地域に根差した組織・団体において、女性の視点を取り入れやすくすることも重要」（p.91）、「被災者の半数である女性の視点」（p.92）と、「女性の視点」という語が複数使用されている。たしかに女性と男性とを比較した場合に、女性が男性とは異なる活動を行ったり、異なる考えを持つことはある。だがそれは個々人の経験の違いによるものである。「女性の視点」を強調することは、性別二元論を強化することにつながることを危惧する。たとえば「これまで重視されてこなかった多様な人々の視点」とするなど、「女性の視点」という語ではない言葉に置き換えることを希望する。
108	女	60代	90	第9分野の分野名（90P）を「地域及び環境における男女共同参画の推進」に変更していただきたい。 5次計画では、分野名に「環境」が入っていたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えている。男女共同参画の推進において環境は重要な分野であり、また、日本の環境政策にとって、ジェンダー平等の視点は重要であるのに、分野名から「環境」が消えてしまっは、それが伝わらない。 1995年の第4次世界女性会議で採択された北京行動綱領において、「K 女性と環境」として、環境はジェンダー平等を達成するために重大な領域の一つとされている。また、「北京+30の包括的レビュー」においても、独立した項目として「環境の保全、保護、修復」が上がっており、そこでは環境政策にジェンダー視点と懸念を統合するための取組みが記述されている。 このような国際的動向との整合性のためにも、3.11を経験した我が国だからこそ、分野名に「環境」の文言を入れて、環境問題における男女共同参画の推進を明確にすることは重要である。

109	女	70代	90	・「女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進」 このタイトルの「女性にも」という意味が分からない。女性が住みたいと思うような地域づくりということだろうか。 ・具体的な取組と言って、情報発信や「（〇〇と連携し）意識の浸透を図る」という言葉を並べるしかないか。 ・「男女共同参画センターの機能の強化・充実」 男女共同参画センター職員の多くは非常勤職員であり、雇用の不安定、不十分な待遇で働いている。意欲があっても、経験を積んでも、キャリアアップにはつながりにくいのが現状だ。そのような状況で、相談に対応し、女性リーダーを増やそうとしている。センターの機能の強化・充実には職員の待遇改善を検討が必要だ。
110	女	30代	-	育児と家事と仕事を両立する上で、職場と家と保育施設や学校の距離はかなり重要だと思います。 私自身、1歳の子を育てながら求職活動をした際に保育園に預けてから職場に行き、保育園の指定時間までに帰る条件で正社員の仕事を探しましたが、条件の折り合いがつかず近場でパートをする事にしました。 求人情報に関しても都心部と地方で数自体が異なると思いますし、リモートワーク中心のデスクワークや在宅でできるコール受付業務などの求人を増やして欲しいです。
111	団体として提出	団体として提出	98	98ページ、ウのとおり、「令和7（2025）年の男女共同参画社会基本法の改正により、同法に男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点であることを規定するとともに、地方公共団体に対して、その体制確保に努める義務を課すこととした」ことは、大変評価すべきことである。 この、男女共同参画基本法の改正を機に、今一度、男女共同参画に対して、国と地方が一体となった推進をする体制を構築してほしい。 地方の男女共同参画センターは、人員、予算共に弱小のところが多く、自治体も、その取組の積極性にばらつきがある。 98ページウの〇1で、国として、男女共同参画社会基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、同法に定められた役割を十全に果たせるよう「不断の効果検証を促す」のではなく、「役割を十全に果たせるよう支援を行う」にしていきたい。
112	女	40代	-	地方でのジェンダー平等は非常にゆっくりとしか進んでいないと思う。私は40代後半の、地方で何世代も農業を営んできた家族の娘で、大学進学を機に東京へ出てそのまま東京で暮らしている女性の1人だ。その理由はこの方針で指摘されていることそのままだ。つまり、地元では希望する進学先がなく、家族には「農業は男が継がないとできないので婿養子をとれ」と言われ、同じ集落の他家庭も同様で男性が行事や会合の中心、女性は農業も家事育児もこなすという環境で、地元にはいたくないと思ったからだ。今回第6次方針を読み、私が上京を決めた28年前とあまり変わっていないという地方の現状に愕然とした。地方議会には女性も増えているものの地域差が大きく、また自治会や委員会や農協などで女性の参加はもっと必要だし、民生委員など無償ケアを女性が担っているのを変えるべきだ。女性リーダーを育成しつつ、男性側にもジェンダー平等を実現する研修をどんどん受けさせた方がいいと思う。

113	団体として提出	団体として提出	98	p98(2)ウ 【意見】独立行政法人男女共同参画機構法の成立、それに伴う男女共同参画社会基本法改正を受けてのことではあるが、ここでの記述は各地域の男女共同参画センターがこれまでに築いてきた自主性や独創性を失うおそれがある。「センターオブセンターズ」の役割を担うなら、むしろ、男女共同参画機構がトップにあり、センターを支配する記述ではなく、男女共同参画機構はボトムにあり、各センターを支える記述に修正されることを求める。加えて、地域の男女共同参画センターの運営方法や勤務形態を調査すること、女性差別撤廃委員会「第9次日本政府報告総括所見」での勧告(para.20(C))を遵守することを求める。 【理由】地域の男女共同参画センターの運営は指定管理者による運営が多く、自治体の直営であっても会計年度任用職員が多い。運営をみても全国一律ではなく、各地のセンター全てに、法やガイドラインで一括りにすることは避けるべきである。また、地域との様々な関係者相互間連携・協働の促進が求められているが、勧告のように、技術的および財政的支援の強化が必要である。
114	女	50代	90	「基本認識」において、賃金の地域差・企業規模差・業種差を踏まえ、どの地域や企業であっても同一労働同一賃金の実現できるよう、国として具体的な施策を計画に盛り込むべきです。地域から若者や女性が流出し、人口減少や過疎化が進む要因の一つに、賃金格差があることは明らかです。最低賃金はいまだ地域ごとに差があり、また企業規模や業種による給与水準の違いも大きい状況です。特に女性は中小企業や小売・サービス業に多く従事しており、低賃金の構造が固定化しています。「女性や若者に選ばれる地域づくり」を進めるためにも、国による制度的対応が必要です。
115	団体として提出	団体として提出	-	独立行政法人男女共同参画機構法の成立、それに伴う男女共同参画社会基本法改正を受けてのことではあるが、ここでの記述は各地域の男女共同参画センターがこれまでに築いてきた自主性や独創性を失うおそれがある。「センターオブセンターズ」の役割を担うなら、むしろ、男女共同参画機構がトップにあり、センターを支配する記述ではなく、男女共同参画機構はボトムにあり、各センターを支える記述に修正されることを求める。加えて、地域の男女共同参画センターの運営方法や勤務形態を調査すること、女性差別撤廃委員会「第9次日本政府報告総括所見」での勧告(para.20(C))を遵守することを求める。

116	団体として提出	団体として提出	99	【環境政策へのジェンダー主流化に必要なデータの収集及び目標の設定】 素案「（２）具体的な取組」３に、以下の『』部分を追記することを提案します。 「３ 環境問題に関する施策の企画立案・実施に当たっては、男女別データを把握し、女性と男性に与える影響やニーズの違いを踏まえた対応を行う。『そのために、既存のものを含め、環境政策へのジェンダー視点の統合や評価に必要なデータ収集及び目標のさらなる検討・設定を行う。』」 <理由・背景> ・「気候変動適応に係る国民の理解度調査」（参考資料として地域別・性別・年代別 気候変動適応の認知度を掲載）や熱中症患者情報（性別・年齢階級別患者数を掲載）等、既存のデータも含め、ジェンダーによって異なる可能性のある気候変動の影響や対策への参加状況等に関するデータを収集する必要がある。 ・環境政策が女性に及ぼす影響や成果に関する目標・指標については、まだ多くなく、モニタリング・評価のためには、環境関連審議会の女性委員の比率等に加え、さらなる目標の検討・設定が必要。 【環境問題への取組における女性のエンパワーメント支援の明記】 素案「（２）具体的な取組」４として、以下の内容を追記することを提案します。 「グリーン/ブルー/サーキュラーエコノミー関連産業における雇用/起業支援等、環境問題への多様な取組に関する女性の活躍を後押しする。また、公的なものを含む教育・リスキリング・デジタルスキル向上等、国・自治体・地域コミュニティレベルでの様々な能力開発・女性のエンパワーメントを支援する。」 <理由・背景> ・国際的には、国連機関による自然エネルギー導入における女性の雇用促進の取組や、The Equality in Energy Transitions Initiativeによるクリーンエネルギー分野への女性の参加促進とジェンダーギャップの解消を目指す取組等が進められており、2022年には「G7エネルギーセクターにおけるジェンダー平等と多様性に関する共同報告書」が作成されている。このように、気候変動・環境対策に貢献・今後拡大が見込まれる産業におけるジェンダーギャップの解消や女性を含む平等な参加を後押しする取組が増えている。
117	団体として提出	団体として提出	99	持続可能な地域づくり、循環型社会の構築において、女性の視点と参画は不可欠である。特に地方都市においては、地域経済の活性化と環境問題の両立は重要な課題となっており、この分野での女性の活躍を明確に位置付けることを提案します。 具体的な施策として、例えば、建設業界における環境配慮型技術の導入と女性技術者の活用を推進することで、環境負荷軽減と女性活躍を同時に実現する施策を考えられる。再生可能エネルギー、廃棄物処理分野での女性の事業者を支援するなど、環境への配慮と地域経済活性化を結びつけた女性の活躍施策の実施を求めます。
118	女	50代	98	男女共同参画センターの相談員や非正規公務員には、ジェンダーの知識が豊富で有能な人材が多いにもかかわらず、不安定な雇用状況により適切な評価も待遇も保障されていません。地域の男女共同参画を進めていくために、専門人材の育成に力をいれること、また、正規雇用を希望します。
119	答えたくない	30代	95	「「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」」という言葉ですが、「女子」という表現は、「女性」をではなく「子」という言葉を使うことによって、女性を二級市民に貶めていると考えます。「農業男子」、「海の宝！水産男子」という言葉を果たして使うでしょうか。そもそも〇〇女子や女性〇〇というように、職業や趣味などと「女子」や「女」と付ける発想こそ、デフォルトは女性ではなく男性である、という先入観を植え付けます。ネーミングの再検討が必要と考えます。

120	女	60代	92	とりわけ地方で強固な固定的性別役割分担や制度上の不具合を調査、検証して人権を認め合える地域づくりのための醸成をすること。 地方自治体における男女平等に寄与する企業等に対するインセンティブを行うなど、公契約条例の推進をすること
121	答えたくない	30代	95	15.「女性が農業分野で活躍できる環境づくりを促進する」について、歓迎します。しかし、具体的な取り組みに関しては、内容が薄いと感じます。16.「農作業の自動化等を通じて身体の負担軽減や作業時間の短縮に資するスマート農業技術により、女性や高齢者などでも活躍しやすい農業を実現する」とありますが、女性の農業分野での活躍を実現するために必要なのは、必ずしも自動化やスマート農業技術を求めているわけではありません。これは、いち農業従事者としての意見です。女性が就農した時に、大型の機械を使わずとも、小規模農業でも十分に生活していけるための、支援を必要としているのです。具体的には、女性が農業にチャレンジしやすくなる施策として、返還義務の無い奨励金・補助金が必要だと考えます。（女性は体力的な問題や子育てといったライフステージの変化などで、農業キャリアを一時中断せざるを得ない状況に直面する可能性があり、継続できない場合に全額返還を求められるなどの制約が厳しい補助金は女性の農業者にとってハードルが高く感じられるためです。）
122	女	40代	90	女性や若者に選ばれる地域づくりとして、流出を防ごうとする動きがみられます。男女共同参画社会は自分らしい選択をできる社会であり、個人の移動の自由を妨げるものではないはずです。 ただ、このまま女性の流出が政策問題になると、移動の自由も保障できないかもしれません。そのため、基本認識の以下の文章を以下のように変更してください。 ↓ 女性や若者に選ばれる地域づくりを推進するためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画を推進し、それぞれの地方の持つ良さを生かしながら、女性や若者が様々な活動に参画でき、暮らしやすい地域へとシフトしていくことが必要不可欠である。 「なお、その政策や取り組みは女性や若者の自己選択を妨げるものにはなってはならず、多様な選択肢を地域で用意することを目指すものである」 以下は意見です。 若い女性の流出が政策課題になっていますが、最近は高校卒業後に海外へ留学する若い方も増えています。地方からはもちろん日本を諦めてしまう現象もでています。多様な選択肢を用意できる日本であってほしいです。
123	団体として提出	団体として提出	96	・ 所得税法56条廃止について期日を含め実施を明記すること。国連女性差別撤廃委員会で「家族従業女性の経済的自立を妨げている」と法見直しが勧告され、第9回の日本審議でも勧告されている。多くの自治体でも意見書が採択されており、実施を引き延ばすことは許されない。 ・ 人口減少や地方衰退が食い止められなかった原因を検証し、明記すること。魅力ある多様な就業の機会の創出を奪ってきたのは、長年の農業や地場産業こわし、東京一極集中政策、地方交付税削減などであり、この転換が不可欠である。そのためにも全国一律最低賃金を実現することを明記すること。 ・ 地方創生のためにも、地方が実施する施策に対する十分な予算の確保をすること。 ・ 日本農業の97%近くを占める家族農業において女性は重要な担い手である。家族農業の重要性と女性への支援を明記し、国連が持続可能な世界をめざす「家族農業の10年」（2019年～28年）にとりくみ、女性農業者への支援を強調していることを反映すること。

124	女	50代	98	国が、男女共同参画センターの支援を行うことを明記してほしい。（９８P） ○３（98ページ）のとおり、令和７（2025）年の男女共同参画社会基本法の改正により、同法に男女共同参画センターが地域の課題解決を行う関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点であることを規定するとともに、地方公共団体に対して、その体制確保に努める義務を課すこととしたことは、大変評価する。 男女共同参画基本法の改正を機に、今一度、男女共同参画に対して、国と地方が一体となった推進をする体制を構築してほしい。 地方の男女共同参画センターは、人員、予算共に弱小のところが多く、自治体も、その取組の積極性にばらつきがある。 ○３で、国として、男女共同参画社会基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、同法に定められた役割を十全に果たせるよう不断の効果検証を促すのでは足りないの で、「普段の検証結果を促す」のではなく、「役割を十全に果たせるよう支援を行う」にしたい
125	男	50代	94	素案（p 94）にある「農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事について、年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」の箇所において、森林組合の理事は総会において組合員から選出されるが、組合員は基本的に森林所有者である個人である。性別に制限がないのは、当然のことである。しかし森林所有者である個人各々の個別の相続において性別等に偏りが生じないように配慮するのは、現実困難なことと思われる。具体的取組内容の内容精査が必要と思われる。
126	女	40代	96	エ 地域に根強い固定的性別役割分担意識等の解消 (1) ジェンダー・アンコンシャス・バイアスが若者、特に女性の地方流出の大きな要因となっていることをもっと大々的に周知すべき。女性が給仕のように家で働きづめなのを見ると苦しく、田舎には戻りたくないと感じる現実がある。
127	女	60代	92	女性に選ばれない理由を考えればわかるとおり、高齢男性及びそれに従っている高齢女性による女性差別的慣行が横行しているから地方から都会に若い女性に移住するのである。 特に、地方議会に女性議員がいないところに顕著である。仮に存在しても、女性議員に対してセクハラ・パワハラが横行している。内閣府はそれを知っていて放置している。指摘して改善させるべきである。具体的には選挙管理委員会に立候補の届け出をする際にジェンダー教育を受けハラスメントを行わない旨の誓約書を提出させるとか、立候補説明会の際にジェンダー教育を施すなどが必要であるほか、議員に当選した場合にジェンダー教育を受けさせるなどの対策が必要である。 農山漁村の女性が活躍できないのは、生産手段を共有でなく男性の単独所有とする税制とそれを支える家父長的固定観念により、経済的地位が低いからである。「検討」ととどまるのではなく、所得税法５６条を直ちに改正し、家族経営では協定の有無にかかわらず実労働時間により経費を配賦することを認める共同経営制度とすべきである。

128	女	50代	-	第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進 (2) 具体的な取組 ・内閣府男女共同参画部局の強化（予算・人員・専門職員） ・基本法であることの総合調整権限の発揮を ・行政職員へのアンコンシャスバイアス研修必須（必要性を理解していない人がまだまだ多いと感じます） 例）厚労省の事業（労働・福祉）を担う担当職員が「男女共同参画」や「女性の人権」について理解が乏しい、また男女共同参画部署が調整困難な場面が見受けられる。特に男女共同参画の視点が欠かせないような男女共同参画部署やセンターとの連携して取り組むよう国から通知してほしい。 イ 男女共同参画機構としての取組の推進 ・男女共同参画機構の機能強化のために、予算・専門職員、総合調整権限など必要です。 ウ 男女共同参画センター機能強化・充実 ・書いてあることを実現するために、予算、人件費、職員の不安定雇用の見直し不可欠です。 ・学校や労働・医療・福祉分野へ、男女共同参画部署・センターとの連携について国（文科省・厚労省等）から通達してほしい
129	女	70代	98	イ：男女共同参画機構としての取組の推進 (1)6行目から（また、～11行目目指す）まで 「特定な場所や方法にとらわれない」「必要な機能を本館に集約」「老朽化した宿泊棟、研修棟を撤去」等の文言が、不自然に撤去ありきの方針の言い訳になっており、充分な議論も議会における審議も経ないまま、暴走したことにつき、説明不充分、決定のプロセスの不明瞭に納得が行きません。今からでも関係者、特に長年に渡り又エックを利活用して来た団体、個人、法人等に対して、説明責任の履行を要求したいです。何故急な決断をしてまで宿泊棟、研修棟を撤去する必要があるのか、充分且つ詳細な説明をお願い致します。
130	女	40代	-	【意見】地方にUターンした高学歴女性が、適切な職に就けず、困窮する事例が見られます。ハローワークや自治体はこの層への支援策を持たず、能力が活かされないまま孤立しています。国・地方自治体による「高学歴女性向け就労支援窓口」の設置、地域企業とのマッチング支援、越境リモートワークの推進、地方創生施策における女性人材活用の明確な位置づけなどを通じて、知的資源の流出を防ぎ、地域活性化につなげる取り組みを強化していただきたいです。 また、女性本人の収入がゼロでも、世帯主（夫や親）の収入がある場合、公的支援が受けられず、実質的に困窮している女性が支援から漏れています。外出もままならず、精神的孤立及びその影響による苦痛、メンタルヘルスが深刻です。世帯単位ではなく「個人単位」での支援制度設計、DV・経済的支配の観点で踏まえた支援判定基準の見直し、国・県・地域での女性支援団体との連携強化など、制度の柔軟性と実効性を高める救済対応を求めます。
131	女	40代	-	【意見】地方の小規模自治体では、ジェンダー講座や文化活動、経済相談、経済支援などの行政リソースが不足または機能しておらず、隣接する都市の施策にアクセスすることも困難です。例えば、群馬県なら中核市の高崎市と隣の藤岡市では大きな違いがあります。この格差が女性の居住選択に影響を与え、結果として人口流出や地域の衰退を招いています。地域間連携による施策の相互利用（例：隣接自治体間での講座・支援制度の共有）、小規模自治体向けの財政的・人的支援の強化、オンライン講座や遠隔支援制度の整備によるアクセス改善など、地域格差の是正に向けた具体的な施策を求めます。

132	団体として提出	団体として提出	-	3, 官民連携による男女共同参画の推進 男女共同参画機構の設立に際して、民間委託ではなく、あくまでも内閣府が主導することを望みます。 独立行政法人国立女性教育会館については、宿泊施設と研修等を廃止する計画ですが、反対です。 日本のジェンダー平等社会実現の拠点として施設の継続を求めます。
133	女	60代	-	イ 男女共同参画機構としての取組の推進 P 9 7 ①国立女性教育会館を、文科省から内閣府に移管して男女共同参画機構としたが、埼玉県嵐山町の研修棟及び宿泊棟を撤去してはならない。これは機能強化ではない。全国から女性センターの担当者や関係団体が集まり、宿泊しながら研修・意見交換・情報共有を行うことは、各地に散らばる担当者をつなげ、地域での施策推進の機動力となってきたものである。宿泊研修費助成金を出して、宿泊付の研修を維持すること。そのために研修等・宿泊棟を維持すること。 ウ 男女共同参画センターの機能の強化・充実 P 9 8 ①男女共同参画センターは、47都道府県と20の政令都市はすべて設置されているが、市町村では全国で353施設のみである。少なくとも全ての市への設置義務を明確に課すこと。同時に質的な体制維持のための財政支援を確保すること。すなわち、男女共同参画センターの機能強化について、正規職員の配置、専門性を生かす賃金体系、予算配分などの具体的な内容を明示し、地方公共団体が体制構築するための支援を国が行うこと。
134	女	30代	-	地方における女性の非正規労働を正規雇用化する施策を強化してください。地方では女性の多くが低賃金・不安定な非正規労働に従事し、経済的自立を阻まれています。これは人口減少・地域衰退にも直結しています。自治体や企業に対して、非正規から正規への転換を促す制度的支援や助成、賃金格差是正を推進してください。あわせて、政治分野におけるクォータ制導入を明記し、地方議会も含めて女性候補者を一定割合以上確保するよう制度化してください。
135	女	70代	90	第9分野の分野名に「環境」という文言を入れてください。 新しい分野名を、第9分野名を「地域および環境における男女共同参画の推進」とするよう提案します。 5次計画では分野名に「環境」が含まれていましたが、6次計画の素案では、分野名から「環境」の文言が消えており、環境分野が日本における男女共同参画の推進において重要であることが伝わりません。 北京行動綱領においては、K女性と環境として、環境はジェンダー平等を達成するために重大な領域の一つとされています。 また、「北京+30の包括的レビュー」においても、独立した項目として「環境の保全、保護、修復」が上がっており、そこでは環境政策にジェンダー視点と懸念を統合するための取組みを記述しています。 このような国際的動向との整合性の為にも、分科会名に「環境」の文言を入れ、環境問題の取組における男女共同参画の推進に取り組むことを明確にしてください。
136	女	60代	98	イ① 下から2行目からの「老朽化した宿泊棟、研修棟等を撤去すべく、速やかな関連工事の着手を目指す」は削除すべき。 男女共同参画行動と関係するものではなく、これは新法にもない文言。多様な事業を展開するのであれば、宿泊棟・研修棟などは残し、対面での、全国からの集まりでエンパワメントする場は残すべき。行動計画にこの文言をいれるのはそぐわない。
137	女	40代	85	第8分野において、「平常時」という言葉が全体で使われている。続く第9分野の基本認識では、「平時」という言葉が使われている。全体を通じてどちらかに統一するべきではないか。意味が違っているのであれば説明が必要ではないか。

138	女	60代	-	例えば、基本的な方針の3の6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等の（1）基本的な視点及び取り組むべき事項の（3）（10頁）に「各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し」とありますが、「地域の実情」というのは男女共同参画に取り組まない理由（逃げ道）となる可能性があります。「女性の農業者が少ないのに農業委員になれる女性を増やせるわけがない」という言葉を聞きますが、中立委員を制度的に設けた現状にあって、それは言い訳でしかありません。また、「少子高齢化で男女共同参画どころではない」といった言葉も地域においてよく聞きます。男女共同参画は、国家をあげて取り組むべき計画であり、いかなる理由をもってしても男女共同参画計画に取り組まないという選択肢はないでしょう。くわえて「各地域の実情」によって男女共同参画の取組に濃淡が出たとしたら、地域間格差を広げることにもつながります。第9分野の「地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」も同様です。男女共同参画は日本全体の課題であり、男女共同参画の状況が地域ごとにちがっていることを是正するために男女共同参画基本計画が推進されてきたのではないのでしょうか。 「地域の実情に応じて」に類する言葉は、計画全体に15か所にあります。おきかえるならば、どういった地域の実情なのかの具体を示し、その地域の実情に応じて具体的にどうしなければならないのかを示すべきでしょう。
139	女	40代	-	2ページ目で言及されているL字カーブは、30代以降の女性の就業環境が改善していなく、女性が生涯を通じて働き続けることが現在も困難な状況に置かれ、大卒または高学歴にも関わらず、取り残され経済的に困難を抱えている女性もいます。5ページ目の「一部の地方公共団体においては、女性に選ばれる地域づくりという観点から、男女共同参画の推進に着目し、先進的・総合的なまちづくりの取組を進める例もでてきている。」と記載されていますが、まだ一部で全く不十分で、困窮している女性もいます。 全国地域格差なく、政令指定都市及び中核市、それ以外の地域間の所得や経済雇用機会の格差を是正し、リモートワークによる越境採用も推進し、女性の雇用環境改善のための具体的施策を早急に講じてください。 ・第2部 I 第3分野「女性の所得向上と経済的自立の実現」、第7分野「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」、第9分野「地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」に関して、地方にUターンした高学歴女性が、適切な職に就けず、困窮する事例が見られます。ハローワークや自治体はこの層への積極的な支援・解決策を持たず、能力が活かされないまま孤立しています。国・地方自治体による「高学歴女性向け就労支援窓口」の設置、地域企業とのマッチング支援、越境リモートワークの推進、地方創生施策における女性人材活用の明確な位置づけなどを通じて、知的資源の流出を防ぎ、地域活性化につなげる取り組みを強化していただきたいです。 また、女性本人の収入がゼロでも、世帯主（夫や親）などの収入がある場合、公的支援が受けられず、実質的に困窮している女性が支援から漏れています。外出もままならず、精神的孤立及びその影響による苦痛、メンタルヘルスが深刻です。世帯単位ではなく「個人単位」での支援制度設計、DV・経済的支配の観点を踏まえた支援判定基準の見直し、国・県・地域での女性支援団体との連携強化など、制度の柔軟性と実効性を高める救済対応を求めます。
140	答えたくない	40代	-	環境に関する項目が各分野に散逸している。「環境における男女共同参画の推進」または「環境・気候変動における男女共同参画の推進」という独立の分野を立てる必要がある。

141	女	40代	-	第2部 I 第4分野「生涯を通じた男女の健康への支援」 【意見】(1) 施策の基本的方向に、医療アクセスの地域格差是正を (2) 「具体的な取り組み」に、以下を 心療内科や精神科などの医療機関が都市部に集中しており、実際に地方ではアクセスが困難で通院が不可能です。行政から病院受診を勧められても、評判が良くない病院であったり、新規患者は病院から1年以上待たされるなど、実質当事者支援に繋がってなく、長期的な苦痛や自殺リスクとなっています。地方における精神科・心療内科・カウンセリングの拠点整備向上、オンライン診療の拡充と保険適用の柔軟化など、医療アクセスの地域格差を是正する施策を強く求めます。 第2部 I 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進 3 官民連携による男女共同参画の推進 【意見】地方の小規模自治体では、ジェンダー講座や文化活動、経済相談、経済支援などの行政リソースが不足または機能しておらず、隣接する都市の施策にアクセスすることも困難です。例えば、群馬県なら中核市の高崎市と隣の藤岡市では大きな違いがあります。この格差が女性の居住選択に影響を与え、結果として人口流出や地域の高齢化を招いています。地域間連携による施策の相互利用（例：隣接自治体間での講座・支援制度の共有）、小規模自治体向けの財政的・人的支援の強化、オンライン講座や遠隔支援制度の整備によるアクセス改善など、「女性に選ばれる地域づくり」の一環として、地域格差の是正に向けた具体的な施策を求めます。 第2部 I 第7分野 「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」 ＜施策の具体的方向と具体的な取組＞ 1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 (1) 施策の基本的方向 (2) 具体的な取組 ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組 【意見】(8) を追記し、猛暑時のエアコン利用などエネルギーアクセスの格差対策を明記すべきです。特に生活困窮世帯や高齢女性、ひとり親家庭などが、電気代の高騰により冷房を購入もしくは使用できず、熱中症などの健康被害、命に関わる問題に直面しています。ジェンダー視点からのエネルギー政策の強化が必要です。自治体による電気代補助や、公共施設での避暑支援など、具体的な施策の検討を求めます。
-----	---	-----	---	--

142	男	70代	-	5) 決定への女性参加が最重要である。 問題山積なので様々な状態や対応策が示されているが、女性が決定に参加できていないことが基本的な問題である。 良い結果を得るには当事者が参加しなければならない。 一例として「働き方改革会議」がある。女性の半分は非正規雇用なのに、その代表や代弁者は参加していない。 地方では、自治会、PTA、消防団、など、本来は参加／不参加が自由であり、参加者が平等であるべき組織が、住民を代表しているように行政から扱われている。女性の発言権は無い。 企業や経済団体（労働組合を含む）での女性役員も少ない。これらが若い人の都市への流入の大きな要因である。 審議会委員の女性参加の実態は統計より悪い。 ・行政組織の充て職に女性がいない。 ・女性の発言権が無い組織からの推薦が多い。 ・これらを補うために、実質上活動していない「女性団体」や企業団体の「女性部」の委員が選ばれる。 ・意欲ある若い女性は流出している。 行政は数合わせを止め、公募にすべきである。 周知のように、企業の女性役員の大半が執行役員以外であり、多様性のある企業活動になっていない。 外資系企業ではジェンダー平等だが、経済団体の役員や審議会委員に選ばれない。 選挙の候補者の男女の数を揃えるという法律があるが、賛成した与党の実績が悪い。 さらに法の適用を逃れるために全員無所属としている県もある。 これではクォータでも不十分でパリテにしなければならない。 選挙の入場券が法的根拠が無いのに世帯主宛にまとめて送付されるのも当然とされている。
-----	---	-----	---	---

143	団体として提出	団体として提出	-	第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進 今年も観測史上更新となる気温上昇、豪雨災害が頻発し、多くの人命が失われている。これらの極端気象現象の原因は人為的行為による温室効果ガスの排出であるにもかかわらず、素案は気候変動による気象災害リスク増加への視点が欠落している。温室効果ガス排出が一向に減少に転じていない中、気候変動対策、すなわちエネルギー政策のあり方は、人類を含むあらゆる生物の命を守り、環境破壊を阻止できるかどうかを左右する。気候変動による被害は、高齢者や女性、子どもなど社会的弱者により大きい。原発ゼロ、化石燃料からの脱却、再生可能エネルギーへの転換、省エネルギーの推進が急がれている。 ◇タイトルを第5次計画と同じく「防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進」とすること。 ◇「具体的な取組」においては、とりくみを促進する責任を負う省庁を明記すること。女性参画の目標を設定し、進捗を検証しながら促進すること。 ◇防災庁の新設にあたっては、機構をはじめ政策立案、運営にジェンダー主流化を徹底すること。 ◇被災者や支援者が、性暴力など暴力の被害者にも加害者にもならないようにするための具体的措置を明記すること。 ◇防災・危機管理部局の職員を増員し、少なくとも複数の女性職員を配置すること。 ◇「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の周知徹底や研修は、地方公共団体の長など自治体の全体を指揮・統括する立場の職員も対象とすること。 ◇個々人に非常時の物資を備えるよう呼びかける以前に、国として女性や乳幼児、高齢者向けの必需品を含め、被災者に十分な物資を迅速に提供できるよう、体制を整えること。
144	団体として提出	団体として提出	-	P90【基本認識】第1と第4の○ 「女性や若者に選ばれる地域」と「女性にも選ばれる地方」の違いの説明を求めます。 「女性にも選ばれる地方」では起業のみ言及されているが、これでは、女性は地方では就労環境が整っていないため、起業しか選択肢がないように読めるため、文言の見直しを求めます。
145	団体として提出	団体として提出	90	第4の○ デジタル社会における地方と大都市圏との「情報格差」とは、地方はデジタル社会ではないことを前提にしているようにみえます。P93⑤ではテレワークや、リモートによる副業・兼業について述べられているので、本項と整合性がとれていません。デジタル社会、テレワーク、リモート、など大都市圏在住者の地方へのアンコンシャスバイアスを記述したように見えるため、文言の見直しを求めます。
146	団体として提出	団体として提出	91	P 91第2の○ 「気候変動の影響」、「テレワーク型のモニタリングや管理業務の導入により、家事、育児、介護との両立を支援し、多様な働き方が期待できる」ことを、女性を対象に限っていることは、家事、育児、介護との両立を求められるのは女性である、という固定的な性別役割分担意識およびアンコンシャスバイアスに基づいた記述なので、見直しを求めます。
147	団体として提出	団体として提出	92	P92 第2と第4の○ 「女性や若者」の若者の定義がなく、女性は年齢にかかわらず新規参入者である、という前提が透けて見えますので、本計画の趣旨に沿った文言の見直しを求めます。

148	団体として提出	団体として提出	94	P94ア⑭地方にこそ男女共同参画センター等の関係機関が必要であることが示されていると読めますので、全ての地方自治体にすみやかな男女共同参画センターの設置を求めます。P113において、NVECはナショナルセンター、センターオブセンターズであり、地方自治体に男女共同参画センターがないとNVECと連携できない体制となっているため、全国の地方自治体に男女共同参画センターをすみやかに設置し運営できるような予算を国がつけるとともに、および人材育成のための指導を、第6次計画開始時から行うべきです。これは、P98イ、ウとの整合性を果たせるためにも必要です。
149	団体として提出	団体として提出	-	P98ウ ①「～体制確保に努める義務を課すこととした」は、全ての地方自治体に適用されるのでしょうか？ ②「男女共同参画機構」と「男女共同参画センター」の違いについての説明がありません。「男女共同参画機構」は具体的な説明を本文あるいは注で入れるべきです。P94との整合性も求めます。
150	団体として提出	団体として提出	99	P99 (2) ①「産業政策・エネルギー政策の政策・方針決定過程における女性の参画拡大」は、地方自治体レベルでも女性の参画拡大は必要です。 ②各都道府県、政令指定都市以外は対象外の理由を明示されることを求めます。 ③男女別データはだれがどのように取得し、だれに提供されるのか明示されることを求めます。男女別データは性差医学も考慮して分析されることが必要であるので、第4分野との連携した運用を求めます。

151	団体として提出	団体として提出	-	1. 女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関して、現行計画からはその実現に向けた強い意志が十分に感じられません。女性差別撤廃条約の実効性を高めるためにも、選択議定書の批准を明確な目標として掲げていただきたく、強く要望いたします。 2. 第5次男女共同参画基本計画において掲げられた「2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%前後となるよう目指す」という目標は未達成に終わりました。したがって、第6次男女共同参画基本計画（以下、第6次計画）においては、第一部3. (1)②に記載の「30%目標」を計画期間中に確実に達成することを強く求めます。なお、第6次計画の最終年度はSDGsゴール5の達成期限とも重なるため、少なくともこの目標の達成は不可欠であると考えます。女性差別撤廃条約については、第一部でも扱われるべきであり、昨年10月の第9回日本報告審議に対する勧告の内容についても触れられるべきです。フォローアップ4項目については、1項目（緊急避妊薬）のみ言及されていますが、残りの3項目については第6次計画実施前に勧告内容への対応が完了する見込みのため言及されていない、と推測します。 3. 努力義務のみでは目標達成が困難であることは既に明らかであり、今後は数値目標を達成できない組織に対して、具体的なペナルティの導入を検討すべき段階にあると考えます。例として、企業においては女性役員（社外取締役を除く）の比率が30%未満の場合、法人税率を1.2倍とする措置、政党においては女性候補者比率の未達に応じて政党助成金の減額、大学においては女性教授・准教授の比率が低い場合には国からの助成金を減額し、比率の高い大学へ再配分するなどの制度設計が考えられます。政府として、こうした施策を通じて本気で取り組む姿勢を明確に示していただきたいと存じます。 4. 環境課題に関する記載を大幅に増やすことを要望いたします。気候変動や再生エネルギーなど環境に関する課題は、特に、社会的立場の弱い女性は影響を受ける可能性も否定できません。環境とジェンダーの視点の記述が不足していると考えます。気候変動や環境破壊は、社会全体に深刻な影響をおよぼしていますが、特に社会的に脆弱な立場に置かれがちな女性や子どもたちにその影響が集中する傾向があります。 ・気候変動による影響：自然災害の激甚化や異常気象により、生活基盤の不安定化や移住の強制が発生し、女性はケア労働や生活再建の負担をより多く負わされるケースが報告されています。 ・資源へのアクセス：水やエネルギーの不足は、途上国だけでなく先進国においても生活の質に直結し、特に貧困層の女性に大きな影響を及ぼします。 ・再生可能エネルギーへの推進：持続可能な社会を構成するためには、再生可能エネルギーの普及が不可欠であり、女性が意思決定や技術分野に参画することが、社会全体のレジリエンス向上につながります。 ・環境正義の観点：気候変動対策や環境政策の策定において、ジェンダー平等を考慮することは、社会的に弱い立場の人々を取り残さないために極めて重要です。
152	女	60代	22	・政治参画について、相変わらず家父長制度が根強く、女性が手をあげにくい状況でもある。女性が政治参画しやすい土壌を作らなければならない。 ・単に机上の研修を行えばよい・・・ではなく、国立女性教育会館における取り組みのように、宿泊し交流できるのは貴重な機会であり、エンパワメントして地域に戻る効果がある。これまで果たしてきた同施設の功績は限りなく大きい。費用対効果などで安易に切り捨てて良いとは思えない。 施設については、老朽化はあるのだろうが、手直ししながら使うことは可能ではないか。ナショナルセンター、センターオブセンターズとして宿泊棟・研修など施設を撤去するのではなく、利用する方法を模索すべきだ。
153	女	60代	27	（ア）地方公務員に関する取組 「会計年度任用職員の適正な処遇の確保・改善に引き続き取り組むとともに、職務経験等を考慮した適切な給与水準の決定や、能力実証を経た常勤化の普及促進を図る。」とあるが、ぜひ具体的に進めていただきたい。そのためにはまず実態を把握することが必要であり、新しくできる男女共同参画機構の調査研究として分析していただきたい。

154	女	50代	99	これまでの男女共同参画計画では、環境分野への言及が十分ではありませんでした。しかし、気候変動対策、持続可能な地域づくり、循環型社会の構築において、女性の視点と参画は不可欠です。特に地方都市では、環境問題と地域経済の両立が重要課題となっており、この分野での女性活躍推進を明確に位置づけるべきです。 具体的提案 第9分野の「4環境問題への取組における男女共同参画の推進」に以下の項目を追加することを求めます。 * 建設業界における環境配慮型技術の導入と女性技術者の活用を推進し、環境負荷軽減と女性活躍を同時に実現する施策を展開する。 * 地域循環共生圏における女性起業家の育成として、再生可能エネルギー、廃棄物処理、環境配慮型建設等の分野での女性事業者支援を強化する。 * ライフスタイル変革と女性の役割を政策的に位置づけ、家庭・地域での環境配慮行動において女性が果たす役割を明文化する。 地方で建設関連事業に携わる女性経営者として、これらの課題は日々の事業運営の中で直面する現実的な問題です。第6次基本計画が、地方の実情を踏まえた実効性のある施策となることを強く期待します。 地方の多様性を認識し、「地方はひとくくりではない」という視点で、それぞれの 地域特性に応じた女性活躍推進策の展開を求めます。デジタルと共創の時代において、建設業界が真に「開かれた産業」となり、地域から世界に向けて新しい社会基盤づくりのモデルを発信していく。そのような未来の実現に向けて、この基本計画が確実な一歩となることを願っています。
155	女	50代	-	まず、5年に一度のパブコメの募集期間が1ヶ月にも満たない事に対して、不満があります。この膨大な資料を読み解き、文章化するための期間として短すぎ、民主主義的ではない！と怒りを感じました。 p1 第1部-基本的な方針-1 男女平等の実現に向けた様々な取り組み～なお一層の努力が必要とされている、という認識でこの第6次案に取り組まれていることに安心しました。目指すべき社会として改めて提示した(1)～(4)の(1)にある自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる…という文章も良いですね p2,3 (1) (i)人口の減少や未婚、単身世帯数の増加、我が国で働く外国人労働者の増加などしっかり分析されている。それらの状況を尊重した施策を策定して欲しい。 (ii)就業・生活のあり方では、日本人が働きすぎな事はよく知られていますし、市民一人一人の実感としてもあると思います。男女共に労働時間を短縮し、生活に困難にならないような賃金にして下さい。 p4, (ii)女性の起業家は増加傾向と。反対の声の多いインボイス制度などの撤廃など思い切った方向転換をして欲しい。 (iii)国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、我が国では十分に機能されていないとある国会議員から伺いました。また、人権デューデリジェンスの実施の拡大と共に、人権を守る取り組みを国内外で行って下さい。 p5, (iii)地方公共団体の中で行われている、女性に選ばれる地域づくりは、とても良い取り組みだと思います。 その中に、決定権のある男性や年配の方々へ、根強いアンコンシャス・バイアス解消に向けた学習会を月1回など定期的に開催するのはどうでしょう。全てではないでしょうが、地方の嫁（特に農家）は、地域や家の中で奴隷のような扱いを受けるなどと言うことも耳にします。 p5, (2)性別による無意識の思い込みは、幼少期から始まっている。TV、ネット、広告等、多くの人の目に触れるものは、掲載される性別の割合を平等にする、立場考慮等と注意できる制度があると良いですね。議会でのクウォーター制度のような。また、子どもたちが、立ち止まり考え生きていく力になるような学習ができると良いですね。世界の国連加盟国で採用され、包括的性教育の指針である国際セクシュアリティガイダンスで学べます。'24年CEDAWでも日本は包括的性教育を実施するよう勧告されていますし。

156	女	30代	-	素案に「性別による固定的な役割分担の見直し」や「多様な性・ジェンダーの尊重」の観点が明記されていることを歓迎します。これにより、社会の包摂性が向上すると期待します。若年層への教育の重要性が言及されていること、また女性だけでなく男性の育児・介護負担に関する言及があることも、時代の要請に応えるものと感じます。 以下の点について、素案にもっと踏み込むことを望みます。 ◎包括的性教育（CSE）の明確な位置付け 素案では性教育・性・ジェンダー教育が曖昧に扱われている箇所があります。教育内容や実施主体・方法が不明瞭なため、現場での落差が生じる恐れがあります。義務教育・高等学校教育、および保健医療関係者や保護者を含む幅広い研修の中で、「包括的性教育」の定義・到達目標を明示し、実施指針を定めてください。 ◎専門人材の育成と配置 性・ジェンダー相談・支援を担う専門人材（性被害対応、LGBTQ+支援等）が不足している現状があります。保健・医療・教育現場で働く人材への研修制度を拡充するとともに、専門相談員を学校・保健所・地域センターに配置する予算計画を明確にしてください。 ◎アクセスと支援の地域格差の是正 地方・過疎地域では性・ジェンダー関連サービス・教育へのアクセスが限定的で、情報・支援に偏りがあります。オンライン／デジタルツールの活用、巡回支援、地域連携モデルの構築などにより、地域間格差を縮小できる施策を盛り込んでください。 ◎被害者支援・性暴力対策の強化 性暴力・性被害を受けた人々の支援（医療・心理・法的）の体制が、現状十分とは言えません。迅速な対応が可能なワンストップセンターの設置・拡充、専門医・助産師等の研修、被害相談の窓口の匿名性・プライバシー保護などを具体的に策定してください。 以下を計画に入れることを提案します。 ◎学校教育での包括的性教育を必修化し、カリキュラムに性・ジェンダー・同意・身体の自己決定権などを取り入れる。教員・保健師・助産師・医療従事者との連携を強化。 ◎保健・医療機関や相談機関で、性の多様性・ジェンダー理解研修を定期開催。被害者支援のワンストップ化。 ◎パブリックキャンペーン等を通じて、性・ジェンダーに関する偏見・ステレオタイプを社会全体で見直す教育・啓発を推進
-----	---	-----	---	---

157	その他	30代	-	第6次男女共同参画基本計画の「基本的な方針」において、ジェンダー平等の推進、多様性の尊重、国際的な潮流を踏まえた政策の必要性が明示されていることを高く評価します。その上で、下記の点について補強・具体化を求めます。 1. LGBTQや多様な性の視点の明確化 基本方針では「男女」という二項対立的な表現が中心となっていますが、現代社会における多様な性（LGBTQを含む）を包摂する視点が十分に反映されていません。 法や制度設計、施策立案において、性的指向・性自認に基づく差別禁止を前提とし、あらゆる人が安心して働き・学び・暮らせる社会の形成を基本方針に明記すべきです。 トランスジェンダーやノンバイナリーを含めた人々のライフステージに応じた支援（教育・就労・医療・介護との両立など）を、性別役割分担の固定観念の解消とあわせて推進する必要があります。 2. 教育現場におけるジェンダー平等と意識改革 基本方針の中で「固定的な性別役割意識やアンコンシャス・バイアスの解消」が挙げられている点は評価します。しかし、それを実現するには教育現場での体系的な取組が不可欠です。 幼少期からのジェンダー平等教育や多様性理解を推進し、学校教育課程の中に位置づけることを明記してください。 教職員研修においてもLGBTQやジェンダー多様性の理解を標準化し、教育現場から社会全体の意識改革につなげることを求めます。 3. 地方における支援体制の強化 基本方針には「地域に応じた男女共同参画の推進」が盛り込まれていますが、都市と地方の格差をより明確に課題として位置づける必要があります。 地方ではジェンダー平等やLGBTQに関する相談窓口や支援拠点が不足しており、孤立を深めやすい現状があります。地方自治体や地域NPOが持続的に活動できるよう、国による財政支援・人材育成を基本方針に明確化すべきです。 テレワークや副業推進といった制度を単に推奨するだけでなく、通信インフラや地域ネットワーク形成といった基盤整備への投資を前提とすべきです。 4. 結び 「基本方針」においては、単に「男女の平等」だけでなく、LGBTQを含むすべての人の多様性を尊重する社会像を明示することが不可欠です。また、教育現場からの意識改革、都市部と地方の格差是正を重点的に盛り込むことで、誰もが希望する生き方を選択できる社会の実現に近づくと考えます。
-----	-----	-----	---	--